| 越青山小三郎来る、 | 1 |
|-----------|---|
| 聞く、       |   |
| 長州静穏、     |   |
| 国説に云、     |   |
|           |   |
| <br><br>Î |   |
| ·)越前藩士    |   |
|           |   |

御征伐之名恐らく当らさらん歟、京師江対せし罸は

既に三家老を誅して奉謝せり、 其後右御所置

又改めて此度之「

五日

近日、永井主水・戸川鉾三・大久保一翁なと(4)

召ありと、一翁は「

出立と云

其名なし抔云と、聞く、外国奉行両人急

大坂江英船入津、風説には長州

(虫損 征討力)

八七六 日日日

奥平壱岐来る

九日 外国奉行二人、急速大坂江出立命せられしを聞く

十日

十三日頃、英仏蘭の軍艦大坂江廻り、開港を乞ふ

(3) 永井尚志(大目

(4) 戸川安愛(目付)

奉行)と小笠原長功 (5) 山口直毅(外国

と家老 (6)豊前中津藩も

126

福原越後·国司信濃

(2)益田右衛門介・

の説紛々

十一日 聞く、 当月廿七日迄に長州より名代被差出

さる時は、 弥御 征討御決定二付、 鎮西の諸

侯国許二勢を揃置可申旨御達ありと

十四日

黒田嘉右衛門・柴山良助来る、聞く、英仏蘭の軍

艦八隻、大坂江向け出帆すと、其所置如何□(塩類

不可知、 彼絶て [ り(虫損 人に話せすカ)

尾玄同公御先手□免、已前之老公又々被仰付(□) (Ⅱ) (Ⅱ) (Ⅱ)

ありと、井伊家御□手被命、三万石御加増ありしと云(gg 先力)

十五日 当月四日、小笠 [ 別老並之命あり | 別名並之命あり

十六日

十七日 ○奥平清記来る

十九日

(8) 薩摩藩士

藩士)

(7) 黒田清綱(薩摩

により推定(以下、虫 (9)「海舟日記抄」

(10) 徳川茂徳(尾張 ものは同断 損部分で補記のある

藩前藩主)

藩前々藩主 (11) 徳川慶勝(尾張

中格 子 肥前唐津藩世

(12) 小笠原長行(老

<u>13</u> 伊予松山藩家

「廿五日条全」

廿日 御断ありしと云 松平上総介来る、聞、

廿日日

芸州飯田旗之助来る、今日国許の船出帆之由

中村敬輔来る、白戸石介・岡田政吉来る(4)

廿二日

世三日

廿四日 水野彦三郎来る

廿五日

堀直太郎来、明後日頃京都江出立之旨聞く、

御申上と云、外国人関白殿下江参上いたすへく旨

唐津侯御出、御逢接 [ ] と云、事情いまた詳(室) 申出、御役人二は話さす、実大之事件話も無益なりと重

(5) 尾張藩士

敬宇(儒者)

(3) 中村正直、

号

(4) 小普請組

(6) 薩摩藩士

(8) 二条斉敬

(7) 徳川家茂

(9) 小笠原長行

講武所師範役 (1) 松平忠敏(もと

稲葉兵部少輔当月朔日御用召之所(2)

若年寄 安房館山藩 (2) 稲葉正巳(もと

九月朔日

廿九日

岡野平次郎来る

日

三日

四日 」即使として来る、聞く、大

越侯より賜あり [虫

甲賀源吾来る

当人罷出難く義申上として出坂之所、行違本家

家老御召二相成、空敷帰国と云、尤皆芸州家

之取扱也と云、当廿七日迄二家老上坂なき時

藩家老) と福間式部

(11) 吉川采女(岩国

(徳山藩家老)

徳山藩主)

(10) 毛利元蕃(周防

(9) 吉川経幹(周防

は、 即刻御征討之旨、諸家被仰出と

廿六日 廿八日 廿七日

(12) 小姓組 岡野

孫一郎子息

(13) 軍艦組

被御申遣候様云々と云残候故、いつにても置候御差立之事置候御差立之事

坂英之軍艦長滞留之積りにや、諸道具多く持

参すと

公方様、十七日 御参内 [ ] にや、御下賜真の御太刀(カ) (欠 摂)

家并御供は甚寛々たりと云

御陣羽織御拝領、

弥御征討御決議、然れとも□(虫損)

五日

大久保一翁、大坂江被 召、急に出立と云

七日

六日

九 日

八日

堀直次郎来る、今日早にて出立、京摂之間穏なりと聞くい。

大久保一翁出立見合候樣被仰渡

近々還御之御沙汰興りたりと聞く、

何等の御事哉、更に詳

説なし、唯玄同殿・一橋公御乗切りにて、京摂御周旋

大久保一翁来る、出□見 [ ・・・・ ] 布衣已上惣出仕あり (虫類 立力) (虫類 立、昨日力)

上様大坂表御発途、 伏見御一泊、 京師江被仰上

御譲遊ハれ候趣被仰上□、 あり、当今之形勢御□ニ不被為及、依之一橋公江御務」職

還御之御決議なりしか、

再ひ二条江御入城と云

松前并白川官位被召放、在所江蟄居、御沙汰可(1) (2)

相待旨、 御所より被仰出あり、是は外国人江大坂

開港之定約書御渡之事ありし故と云、又外国人

三人大坂にて殺さるゝ風聞あり、且開港は十ヶ月

延月承引歟と云説あり、京摂之間紛擾

此地にては薩州より讒せしと云説専ら也

十五日

田村肥後守より到来

青山小三郎来

御事多之折

方今内外

震襟を不奉

十一日

藩主 を罷免される) 老中を罷免される) 白河藩主 十月朔日 (2) 阿部正外(陸奥 (1) 松前崇広(松前 十月朔日老中

(3) 田村直廉(徒頭

内意申達 是あり、 大坂表 候二付、去ル三日 仰上候趣も有之 御所江被 御沙汰二候事 候様との 被為在候、此段 御所江御願置 御譲被遊度 御相続御政務 儀二付、中納言殿 被在之、事務 永く京師に 被為在、就而八 御胸痛御鬱閉 御痛心之余り 御職掌おるて 安御次第柄ニも 二も被相通候 一橋中納言殿 十二日 此夕、妻木江家来差出、御書取渡有之、但追々順達と云 説あり、云 喋々重大之御事を聞く、当時之世評悉く信しか[wff t</n) といふ者十にして八・九、京摂之間また然りと、敢て其[ ] に、其際よつて来る因なからんや、又上下尽力極まつ 半は疑ひ半は驚く、「(虫損(忽ち+:日カ)」出のこと扱ふ方にて 慶応癸丑十月八日、友人閑居を訪ふ、近日都下之風聞乙 また永世の鴻恩孰か厚く孰か薄きや、言行ハれす 塞此極に到れるや、小賎吾人之輩いふに足らさるも、 如き、尤以て恐怖にたへす、怪哉、悸末の風言路の壅 御議あるや、聞ける所にあらす、卒然として此達あるか て後如此なるへし、近世頃都下[・・・」更に無事、頗る泰平 御達あり、初て驚き、また疑ふ、如斯重大の御事あらむ

(2) 一橋慶喜(禁裏

(1) 妻木頼欽(寄合

御発途、 仰出候事 遊旨被 御上洛可被 同四日御同所 江着御被遊、 為成、伏見 被仰出、大坂 留可被遊旨 伏見江御滞 は御沙汰止、 還御之儀 仰出、猶又 可被遊旨被 海道還御 御泊、夫より東 奉行御役宅 陸路被 下に貫徹するの爰に到「(虫類 れるを力)、中雲公明を覆ひ隔 君上を私議せす、うへなる哉、 今に五・六年、下民といへ共未たかつて 英意を奉して思ハす大息す、嗚呼、区内之紛擾 再三に及むて、活として通する所あり、 恨胸間に充塞し、号哭するに堪へす、後焦慮すること む哉、古人云く、蓋棺是非定ると、いふ所にあらさる也、 絶甚たしといへ共、また言外微妙之ものあり、識者は必らす 御書取を拝すに及ひて、涕泣していふ所を知らす、遺 して蟄す者皆悉く不忠ならんや、国を誤ち家を誤 君上をして此極に到らしむ、豈忠といふへけ 上意之至誠[ (虫損 其力)

のことく、唯 英旨の在る所、邦家の安危に在る而已、況哉天下之威福に於けるをや、是を顧ミ給ハさる [ (虫損 草鮭カ)

黙察せむ、いかんそ人心の霊応、不言の感通なからん哉、

夫栄恥富貴は上下一 [ ・・・・ ] り人心の固執する也 所

蒙仰候事あり、

御昇進被此頃一橋公

又長防之御所置

応評義候様

あわれ臣子たる者此 英心のことく万分一を

奉伺せは、何そ 御憂苦をして此極に到らしめむ哉

若能く如此ならは、 中興の大業日を出てすして

成るへく、孰か叛き孰か捨てむ、 嗚呼、痛しきかな、

能く爰に及ハさること、また恨らむ、此後益迷雲中

間に集塞し 上意も終に明燭を失なハむ、

一度はかなしみ、一度は感す、更に其中遺恨なきこと

能ハす、独り希ふ所は補翼誠正に出て、沢区内

に被らむことを、今感慨の余、憤激して記せさること

を得す 乙丑十月十二日夜

臣義邦

対州侯より直書到来、大島友之允より書通

十四日 十三日

有之

門生調所より得□る御建白書ニ云(虫損 \*\*フ)

白戸石介来る

(1) 宗義達 (2) 対馬藩士

(3) 小普請組

134

仰出ありしと

と云

指出あられし関白殿エ御

臣家茂幼弱不才之身ヲ以て、是迄叨りに征夷之大任を

蒙り、乍不及日夜勉強罷在候所、内外事多之時ニ膺り

上宸襟を安し奉り、下万民を鎮むる事不能、加之国

を富し兵を強して皇威を海外ニ輝し候力無之、

竟に職掌を汚し可申と、痛心之余り胸痛強く鬱閉

官王矣斤、巨ヌ矣之り二万憂事妄よFそ

罷在候所、臣家族之内ニ而慶喜義は年来

闕下に罷在、時務ニ通達仕、大任ニ堪可申と奉存候ニ付、

臣家茂時之如く諸事委任被成置候様偏ニ奉願上候、

尤当今時勢之義ニ付ては、

如別紙

奏聞仕候間、

右

慶喜江御沙汰被下候様奉願置候

御別紙

臣家茂謹而宇内之形勢を熟考仕候所、近来追々変

御書取尾張或は聞く、此

玄同公大坂より

上京御持参、

遷致し、和親を結ひ有無を通し、互に富強を計候風

有之奉存候、就而は 皇国ニ限り一向御外交不被為有候習に推移候へは、是迄天地自然之気数不得止之姿ニ可

所司代 (3) 中川 (6) 松平 (6) 松平 (7) 松平 (7) 松平 (8) 松平 (8) 中川

 (3) 中川宮朝彦親王と山階宮晃親王王と山階宮晃親王

 (4) 一橋慶喜

 (5) 松平容保(京都守護職 会津藩主)

 (6) 松平定敬(京都市司代 桑名藩主)

藩前藩主) 徳川茂徳(尾張

195

(9) 二条斉敬

₹析析, 申間敷、 奏聞、 防長之事件相起り、終には大坂城まて出張仕候処 候得共、無謀之掃掃は致間敷旨被 仰出候趣も有之 闕所江直に可申立旨申張、 之専一之急務と奉存候、是迄種々苦心罷在候折柄、 典難被相行、 候間、何にも富国強兵之策相立候上ならては膺徴之 仰出候二付、可成丈 富強之基漸々相開候所、其□外交拒絶之義被(虫類 後ヵ) 勅許有之候様申立、 多く艦礟を設備、 為取替相成候も、右等酙酌之上、遂 ては卑怯退縮之姿に相成、 御許容相成候義にて、已来鎖国之旧格を変し、 不計夷舶兵庫港江渡来、条約廉々定而改 既に先年於下田亜米利加使節と和親条約 就而は彼の所長を探り、貿易之利を以 以夷制夷之術を講し候方、方今 若臣家茂二おゐて取計兼候ハ、、 聖諭遵奉仕度心願[ ] 種々論議を尽し応接仕 御国体御国威都而 (虫損 相立力) 彼

| 候得共、      |
|-----------|
| 何分承諾不仕、   |
| 去とて無難     |
| 無謀之干戈を動しば |
| 動し候ては     |

必勝之利無覚束、仮令一時は勝算有之候とて、四方環海

之御国 東西南北旦暮攻掠を受候ては、戦争

無已時、 皇国生民靡爛此時より始り可申、不仁不□ (虫損 寒カ)

此上は有之間敷、誠二以歎敷、臣家茂一家之存亡は暫く指置、

宝祚之御安危ニも関係仕、実以不容易義ニ付、

陛下万民を覆育被遊□御仁徳二相障り可申義、臣家茂二

おゐて職掌相立不申候間、此等□所篤と

勅許被成下候様仕度、左候へは如何様ニも尽力、外夷制馭之有、何卒改而条約ニ付、去虚存実至当之談判仕候義

実備を相立、内は防長追討之功を遂、上

報ひ可申志願ニ御座候、「皇国如何様英武之御国戻襟を奉安、下万民安堵せしめ、臣家茂祖先之志に

柄に候とも、万一内乱外冠一時二指湊ひ、西洋万国を敵に(噫力)

相立、上安 従前之非を改、  $\Delta \widehat{1}$ 奉申上候 依之謹而御請 励可仕奉存候、 候様、乍不及勉 実、政道確然と 去浮虚督質 日新之徳を修メ 宸襟、下保万民

> 引受候ては、終には 聖体御安危ニも拘り、万民塗炭

二陥り候は必然之義と、 誠二以而痛哭慨歎之極り、仮りにも

護国安民之任を荷ひ候職掌ニおゐては、 如何樣御沙汰御座

施行仕候義何分にも難忍奉存候、 依之、前文申上候通

勅許之御沙汰被成下候ハ、、百万 宝祚之無究万民之

至二奉存候、 大幸無此上、千々万々乍恐願上候、 尤外夷 闕下江罷出候様相成候ては、深く恐入候 まことに不堪悲歎、号泣之

義二付、精々尽力遂談判、[(虫損 ヒ日迄カ) ] 兵庫港二為指扣候間、

成

丈ヶ早々御沙汰被成下候様仕度、此段奉

奏聞候

十六日日 此頃都下之風聞大低□□而已、一橋公を疑ひ、甚敷は(虫類・ѕѕѕ)

既ニ御暗殺に御逢成されし、或は内官又小笠原 (型) (虫類)

暗殺申せしと云者十にして八・九、可歎、都人之愚なる

又云、此度之反問は薩州より

御所に内答せり抔也

(2) 小笠原長行(老 肥前唐津藩世子

を指示したものか 行の△から続くこと (1) 次頁上欄最終

任を蒙り、内外 多事之時ニ膺り、 不才之身を以大 臣家茂幼弱 職掌を汚シ 本日肝前大久保金四郎方にて御達あり、御書付写(※)(③) 方今内外多事之時、

御職掌難被為立

思召、且近来御胸痛御鬱閉被為在候二付、

御退隠被遊旨 御所江御願置被為在候処、

御沙汰段被

仰出候、

素より御決心之儀ニ付、再応

相発し、難堪大任

痛鬱閉之症 可申、且近来胸

御願可被仰立候得共、猶再三再四

仰出候二付、 御熟考被為在候処、格別 御感激之余り諸事 御寵命ヲ以被 御奮発

仰出、 被及

書差出候処、難

御沙汰被 何共当惑

不顧、退隠之願

叡慮之程をも 奉存候処より、

御勉励被遊、是迄之通 御政務御掌握可被遊

旨 御請被仰上候、此段相達候様ニとの

御意之事

○条約之儀ニ付

勅諚□為心得相達候事(虫損 写力)

得共、猶再三再四

再願仕度奉存候 儀今更難念止、 仕候、素より決心仕候

御咎無之、加之難 迄之不行届ハ 熟考仕候処、是

条約之儀

御許容被為在候間、 至当之処置可致事

家茂江

(3) 寄合肝煎

139

を推画出勤仕候 感激之余り病 寵命を蒙り、 被及御沙汰との Δ

「十八日条三行抄」 御取極可相成事 諸藩衆評之上 取替窺可申、 叡慮候二付、新に 不都合之廉有之、 是迄之条約面所々 仰出候ニ付而ハ、 別紙之通被 〇此御書付は江戸 にて御布告なし 十七日 廿五日 廿四日 世二日 廿一日 廿日 十十九八日日 世三日 返書出たす 〇佐藤・安井・大島江一封出たす 石川周二・花源次郎来る(3) 細川留守居江慎介貰受之事談遣す ○対州侯江 下御勘定所江小普請上納金証文下案為受取、家来出ス 松前伊豆東着之由を聞く 去ル十日、一橋中納言様御政務御補翼之儀被 京師御混雑、御役人廿人程退職の風聞を聞く 仰出、松平肥後守御政事向十分見込取計候様 仰出候、唐津之世子閣老被(5)

藩主)

(7) 馬渕慎助

月九日老中となる)

(6) 松前崇広(松前

(5) 小笠原長行(十

(4) 松平容保

臣嗣子 慶応二年家

(3) 花井源次郎(幕

富士見宝蔵番頭)

(2) 石川惟治(もと

馬藩士)

坂町方南組惣年寄)

(9) 安井九兵衛(大

(10) 大島友之允(対

艦組 海舟門下)

(8) 佐藤与之助(軍

約之儀…」に対応す前ページ本文「○条

### 廿六日

芸州侯袴地至□(11) より(虫損 来力)

廿七日

廿八日

廿九日

杉浦清助来る

晦日

今朝御裏印済 内田名代 丹波殿(13)

当廿二日板倉周防殿伊賀守閣老被 命と云

○蔵宿江御裏印済

十一月朔日

松平上総介来る

奥平壱岐来る、岩尾内蔵允来る(近)

日日

小普請金壱両下御勘定所江差出す 黒水泉次郎来る

十二月・正月之御扶持方下案持参

(12) 内田直之丞(軍

(13) 平岡道弘(若年

松山藩主 十月二十 二日老中再勤) (14) 板倉勝静(備中

講武所師範役) (15) 松平忠敏(もと

(16) 豊前中津藩も

藩士 海舟門下) (17) 岩男俊貞(肥後

(11) 浅野茂長

五日 九日 八日 七日 六日 三日 四日 島津文三郎来る、 趣申聞ける 荻野小四郎来る、国許江十一日急出立之趣申聞ける 岡野より文通、龍雲子先方より断之趣申越 嘉兵衛安蓮社方江、龍雲世話いたし呉候礼申遣す 蔵宿より、明日天気次第玉落知らせ来る 高橋嘉兵衛来る 玉落入米十二俵溜り御扶持六俵来る 窪橋江七円用立 高橋来る、龍雲事今一応先方聞合

(2) 軍艦組

(1) 越前藩士

十日日

蔵宿より玉落ニ付、拾七両三歩来る

奥平并内藤仲・松平上総介来る、聞く、 当月三日

御下坂、 去月廿七日御参内ありしと云、 又当五日頃、 永井・戸川 (4)

之両氏芸州江発足、長州逢対と云

十一日

松平伯州家来一人入門、入塾を乞ふ 右之者□□入塾 仏平伯州家来一人入門、入塾を乞ふ 右之者□□入塾

鈴藤勇次郎来る、操練局寥々皆引込思案而已と云(6)

木下は万事私営、唯貨殖而已と

十二日

堀直京師より帰り候趣にて来る、小松より来翰、奥平之(8)

事承知之由返事有之

十三日

奥平壱岐江文通、

同人来訪

十四日

有泉敬之丞来る

御断之趣、書通有之大久保、一昨日又々大坂江出立

(8) 堀直太郎(薩摩

(9) 小松帯刀(薩摩

藩士)

藩家老)

(10) 大久保一翁

143

(3) 永井尚志(大目 付

(4) 戸川安愛(目付)

藩主 秀(老中 丹後宮津

(5) 松平(本庄)宗

(6) 軍艦頭取

(7) 木下利義(軍艦

十五日 鈴藤勇次郎来る

### 十六日

杉田盛来る、有泉敬之丞来る、同人江託し伊藤(3)

院番士)

(3) 伊藤左源太(書 (2) 杉田玄端子息

江一封遣す

5

十 十 八 七 日 日 近日大老御役御免之風聞あり、和泉殿・(4) 飛弾殿又退職と云 (6)

飛弾殿風聞甚悪敷と云

堀来る、聞く、京師にて伯耆殿薩家老小松・大久保被

呼出 仰を伝て云、薩家は 広大院様并

天璋院様御縁辺も有之、 上にも厚く頼被思召

世上浮説彼是申候とも、 少の御掛念無之候間 猶又

統厚心得、御為筋之事は、 万事被申上可申旨

御達有之と云、又聞、 近内伯州含命東下と云

十九日 沢栄左衛門来る

廿日 此頃松平周防殿老中、稲葉兵部殿参<sup>(12)</sup>

廿一日 政被 仰付たりと ○浅布より返金あり

> 敦賀藩主 十一月十 姫路藩主 十一月十 (5) 酒井忠毗(越前 五日大老罷免) (4) 酒井忠績(播磨

出羽山形藩主) 七日若年寄罷免) (6) 水野忠精(老中

ち利通 薩摩藩側 (7) 大久保一蔵(の

(9) 十三代将軍家 斉正室 島津重豪女 (8) 十一代将軍家

十一月二十日老中再 定正室 島津忠剛女 (10) 松平康英(康直

安房館山藩前藩主) 月二十日若年寄再勤 (11) 稲葉正巳(十一

陸奥棚倉藩主)

自筆で傍線が引かれ

(1)「鈴藤」の右に

ている

世二日

白井宗民来る

廿三日 初雪微

奥平より返金あり、薩州江文通頼ミ来る

廿四日 此頃、閣参之黜陟興らむとするの説紛々

伊藤左源太来る 米岡三郎来る

廿五日

松岡孫三郎退塾、桑名表江引取、京師江出ると云

鳴鶩より文通、爐返却

廿六日

或は聞、 伯耆殿・玄蕃殿翔鶴船にて帰東、

且来五日

紀伊殿御名代にて長州表江御発行、攻口被仰出と云(デ)

廿七日 伊沢貞吉来る ○聞く、芸州江御先勢、 岡野平次郎来る、返金あり ○越老侯より直書、

は横浜逢接之事にて急速帰東歟と云

(13) 書院番士

兵四郎、敬業 (14) 福田鳴鷺(万屋

(15) 松平(本庄)宗

(16) 永井尚志

督 藩 主 藩主 征長先鋒総(17)徳川茂承(紀州

(19) 軍艦取調役下 藩前藩主) (18) 松平春嶽(越前

出勢と云、

伯州

雁

一羽賜る

役

(12) 坊主

御勝手掛之趣 殿外国掛并 掛、兵部少輔 守殿外国御用

河内守殿・伯耆 廻状来る

### 廿八日

内田江御裏印名代頼遣すとも二通

佐藤与一林家江参る趣申聞け

### < 世 < 二 < 日

白井宗民寒中二来る、聞く、 大老雅楽殿・参政

殿参政被 、仰付と云 飛彈殿退職、松平周防殿老中、

稲葉兵部

### 廿九日

堀直太江文通 ○津軽藩四人明日退塾之由申聞

岡田斧吉来る

晦日 津軽藩四人今日引取

内田名代、丹波殿御裏印十二月分証

寄

(3) 平岡道弘(若年

### 十二月朔日

蔵宿江証文遣す 大久保江経世文編五冊遣ス、

和泉屋江残り二冊 ○青山小三郎来る、聞く、 京

> 月二十六日老中再勤 藤与之助子息) (2) 井上正直(十一

遠江浜松藩主) (1) 佐藤与一郎(佐

(4)越前藩士

迄に諸責口人 御達之由 数相廻可申旨

征長は、当五日

先日大坂海にて異国御取扱等、 師堂上方江遊説する者多し、皆会に属す、主意は 所謂城下之盟なり、

上朝廷二逼り、 三港御許容、 事頗る無御拠もの歟云々、

又細川藩・久留米藩・土州藩江国家之周旋為御褒

美賜ハれりと ○下民之浮説は、長州来春ニならは

再ひ公武之御間柄周旋すへしと深く頼む人気

ありと云 ○征長征討之出勢、 昨夏の如く諸家江

御達あり、越前家病気之処、同勢計本多某

督して大坂江可参旨被 仰渡ありと云

伝天奏野々宮殿辞表あり云、大意は、鎖港攘夷は

情無御拠許容、甚恐入候事共云々と云

先年已来之

叡慮処、異艦大坂江逼り、事

当節天下之御政事は、橋・会・桑より出て、幕

府之官人兎角の風評なし、 可怪形勢と云

奥平清記・奥平壱岐来る、聞く、 、川勝丹 田野県

> 藩主 (5) 松平茂昭(越前

藩家老 (6) 本多修理(越前

伝奏) (7) 野宮定功(武家

(8) 伊予松山藩家

(9) 豊前中津藩も

と家老

なる) 月二十六日大目付と (10) 川勝広運(十一

波大監察被命たりと、風聞にては長州領分堺に

立札建て 勅使より他は一切生て出たすへからすの

趣意なりと云、 此頃の風聞皆是に類す、一も信

すへからす

大坂来翰 十一月廿五日出

永井・戸川殿并松野孫八郎広島江出張、

寛大之御所置と申事、 街巷之風説なり、 其趣意、

毛利家十万石减地、 父子隠居、淡路家督、 (3) 奇兵隊

は毛利家にて養候様、尤十万石減知は直に

吉川江御預ケと申事之由

当月十五·十六日、

御旗本御先手歩兵隊二大隊、

其外騎兵

大炮大坂表出立相成申候

井伊·榊原·戸田·松山并紀伊殿御先手、昨日迄二出立相(5) (6) (7) (8) (9)

成、 物、 彦根之陣押見候処、赤之大旗一手に三本、大差 火縄筒、大二歎息之至り、軍は六ヶ敷と被考候、

(1) 目付

其談判未承、

(3) 毛利元蕃(周防

(2) 毛利敬親·広

徳山藩主)

(4) 吉川経幹(周防

彦根藩主) 岩国藩主) (5) 井伊直憲(近江

(6) 榊原政敬(越後

高田藩主)

大垣藩主) (7) 戸田氏共(美濃

(8) 松平(久松)勝

成(伊予松山藩主) (9) 徳川茂承(紀州

長州は新兵三十六隊取立、堺界を守り、大 日々調

練無懈体、大炮も余程出来之様子ニ候急

御目付小林甚六郎殿築前行被 仰付候由、 是は

五卿之取扱方と風聞ニ候(ミロ)

征長は、前文之諸侯芸州・石州境江出張、

他西南・中国之諸侯も用意而已にて、出陣は不

被 仰付候

京摂共当時は人気穏ニ相見へ、米価金貨も

少々下直二相成申候

吉野山銅山試吹仕る、銅・鉛・銀も有之、名坑之由相

聞申候、宇都宮分析いたし候へは、百分鉱石に銅

三十二分含居候由

天竺屋より、当七月取入之銃、此頃引合之事ありと告く

日

樋口喜久太郎来る、聞く、朝日丸といふ古船雲州八雲丸と持

云

蒸気にて引行、長州海岸攻撃之御用ニ充つと

知 四条隆謌·三条西季 世通禧·壬生基修·

(10) 三条実美·東久

其

成所化学方) (11) 宇都宮三郎(開 五日 四日 三日 ○伊藤江来正月分御扶持方手形御裏印名代頼ミ、但御月 堀直来る、壱岐出板之料として拙当にて百両借用いたし、(6)書物 (777) 越侯江返書差出す ○町奉行江使者差出す所、当七月 蔵宿江来正月分御扶持手形遣す 鳴鶩江薩払物一見不苦之旨申遣す 町奉行江書面届使者差出ス 右金子持参いたし呉候事 可相成、且買入手順書面、 大島屋金七より取入候手銃不当之品ニ付、時宜ニ寄御取上 夜中、町奉行池田筑後守より家来御役所江可差出旨申来ル 番は土岐山城殿と云 し奥平方江金子為持遣す 明日可差出旨申渡有之 ○岡野江銃之事申遣す 〇和泉屋善兵衛江附 藩士) 守 (2) 土岐頼之(若年 (1) 伊藤左源太(書 (5) 堀直太郎(薩摩 (3) 池田頼方(播磨 (7) 江戸の書肆 (6) 奥平壱岐 (4) 松平春嶽 上野沼田藩主

芸藩沢英左衛門明日国許江俄に出立之由、暇乞申聞る、又

聞く、長州之家老芸州表にて、永井・戸川被 仰渡有之所、 承

(8) 井原主計

伏せす退散せりと云、風聞にては、今更罸を蒙むり咎を受

へき事なし、若御征討ニ候ハ、士道之路有之、 御勝手二御勢を向

ならは、邦家是より擾せむ、紛 けられ可然と申たりしと云、 吾、 証跡いまた慥成らす、若聞く如くな 昨是に及ハむを恐れ、 建

言切成りしに、当時嫌忌を蒙むり行ハす、今にしては誠に

千載之恨、 誰に向かつて訴」告せむ、嗚呼

○岡野平次郎来る、引合銃炮代廿九両三歩渡、

鉄炮返し

呉候様談す、唯此金は自分手元より出たす

六日

大久保一翁再々命、当十一日上坂と云、奥平操一来る

七日

松平上総介来る、聞く、川勝美作上京被命、又今日大久保主(Ξ)

膳正御用召と云

から京都町奉行とな 二月二十一日、寄合

(12) 大久保忠恕(十 (11) 川勝広運(大目 講武所師範役) (10) 松平忠敏(もと

(9) 奥平壱岐

程召籠、所置 する所也と云 いふ者周旋策 大音兵部とか 筑前にて激 先々月の末、 一変せりと、是ハ

岡野より引受之鉄炮二挺返却

奥平清記来る、松山より出納多しと

#### 八日

久留米侯より軍艦 □ 答合、永田恭平使(虫)問

塚本恒輔来る ○津軽之藩四人明後日出立乞暇に来る

或は聞、板倉侯臣の話、長州穏に応命、且云、寄兵隊の者

蒸気船或は英艦に便して大坂江潜行せし者共あり、公儀にて

是等御所置を乞ふと、当時の風評紛々として不可信

事多々

十日

奥平壱岐・鳴鶩来る 大村藩 兵馬来る

十 日

判二云、不応命は寄兵隊成る、藩士は然るへからす、若 堀生来る、佐土原藩入塾頼趣申聞、また聞く、長州之御談

右之者等所置すること不能は、御勢を向られ御所置有

備中松山藩主) (4) 筑前藩士

役勤方) (3) 板倉勝静(老中 (2) 塚本明毅(軍艦

久留米藩主)

(1) 有馬慶頼(筑後

るへし如何と、其返答未詳

十二日

吉兵衛江金子頼遣す

十三日

十四日

夜九ツ前浅草より出火、本所処々類焼

柴山良介来る、喬木遷一同道、入塾を乞ふ

十五日 微雨終日

十六日

青山小三郎来る、越侯より鱈味噌積到来、荻野小四郎より

鱈之子到来 奥平壱岐来る

中島三郎助来る、大関肥州之内話あり(~)

十七日

薩藩堀清之進、

明日長崎江出立、暇乞来る

十八日 今日年越

立春

十九日

(6) 越前藩士

主 奉行

(7) 軍艦頭取出役 (8) 大関増裕(海軍 下野黒羽藩

153

(5) 薩摩藩士

| 中村敬輔より英辞書二冊返却 ○越老侯より来翰、中根廿五日 | 軍艦注文之事也、与之助方江一封を託す | 留米藩梁野生、早にて国許江立帰罷越、明日出立 但塾 | 小鹿、調所ニ而銀三錠を賜ハる 〇内藤仲来る 入気(5) | 廿四日     | 内田直之允来る、聞く、赤松京・木村摂津、今一人皆付、退職帰府と云内田直之允来る、聞く、赤松京・木村摂津、今一人皆御、退職帰府と云(3) | 杉浦金次郎来る、究迫、何方へか被雇度趣申聞る | 廿一日 | 朝夷捷次郎来る、近々浦賀江帰郷之由(2) | 世日 | 川勝美作より掛物返却 | 岡野銀三郎・奥平壱岐来る (岡野より世話いたし候銃 | 廿日(主)(1)    |
|------------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------------------|---------|---|------------------------|-----|----------------------|----|------------|---------------------------|-------------|
| (7)越前藩士                      |                    |                           | (5) 海舟長男                    | 月二十六日辞) | 月二十六日辞)   |                        |     | (2) 軍艦組              |    |            | 月貢()                      | (1) 妻木頼欽(寄合 |

雪江出坂、是は松・唐閣老より飛札御到来ニ付てと承る

と小笠原長行(同) 仮倉勝静(老中)

廿六日

岡野銀三郎来る、□米代四拾両返金、脇差一腰借

産州より唐屛風為持遣し ○坪井芳洲来る、壱岐 (9)

廿七日

堀直来る、今日上京之由、聞く、去ル十五・六日頃 一橋公御乗切

にて御下坂、小松帯刀被召寄、傍観致し不申、可然御周

旋可然と、御受二云、昨已来 公辺之御主意聢と不奉承

周旋之故、万事猜忌を蒙り、甚迷惑仕候、今度は

御主意之程篤拝承、右御手継にて御用被仰付候様

と申上候処、

御主意と申別ニ御策も無之、

唯々可然様との

御沙汰にて、当惑御断申上ると云

○永田恭平来る、久留米侯より祝儀到来

○竹口喜左衛来る、

乳熊之店竹口江譲り、

退転せしと話、

梅

成は箱館より秋中歟帰り来れりと

学所教授 と薩摩藩医 西洋医

(10) 久留米藩士

商人 竹川竹斎弟)

# ○今日諸方江附届いたし如例

### 廿八日

地方より弐両壱朱来る、いまた勘定不残済切す趣也

○岡野江刀出来ニ付為持遣す、万兵唐屛風之事申

遣す

聞く、政府青銭則十二三万両を市中より御買上八・九日一両間く、政府青銭則十二三万両を市中より御買上去ル十一両

二付冥加銭五十銭、万両二付百両宛召上らる、其後廿一・二日頃、

無差支通用厳敷被仰出、猶御引替は一文銭銭りと共な

らては御引替被下難き旨、厳敷市中江被命と

当暮は、世上銭之通用悪敷、年々市抔は殆人出てす、

諸品高価之処、勢ひうれ難き故、自から価を低くし

たること格別なり、去れとも不融通、諸人寂々として旧時でること格別なり、去れとも不融通、諸人寂々として旧時に

に似す、又夕くれより所々人込之中にて強盗・追落まゝ

あり、夜は益寂然と云、空手の人は空奔する而已と、

衰世之勢歟、可歎々々

田鳴鷲の略称) (1) 万屋兵四郎(福

鳴鶩来る、 唐屛風今日遣し呉候様申聞ける

妻木より年始御太刀、 以使者献上之儀伺之処、 献上に不

及旨被 仰渡之達也

薩藩両人帰府、 国元より長崎に到れりと云

或は聞く、

蓮池御金蔵之御金三拾余万両御取出と、是ハ

全く御軍用之御予備なりしに、 御費用継き難き故と

云、又要路五·六輩諸事御改革之掛被 仰付たりと云

## 慶応丙寅二年正月元日 大坂安井翰介より来状

○四ッ谷伝馬町二・三町出火、九ッ時過より

屋敷

炎を遁る、吉兵衛類焼

—

吉兵衛江預ケし金子返し遣す、 受取置

日 暴風雨、 雪、 昼後晴

杉浦より旧臘之詩作を寄す、聞く、大久保主膳正も

の子息 坂町方南組惣年寄) (2) 安井九兵衛(大

(3) 大久保忠恕(京

157

都町奉行)

旧年上坂、未無便と云

四日

五日

鈴藤勇次郎来る、聞く、米利堅より来る軍艦仏人江渡、

(1) 軍艦頭取

伝習を受くと、児戯可笑と云

六日

岡野平次郎来る、杉浦江一封頼ミ遣す

七日

安藤太郎来る、同人金川にて英語を学ふと、仏郎西の(神祭三)

カションに政府官員欺かるゝ事、衆人皆笑ふと云

奥平壱岐来る 岡野より文通、克蔵暇呉候様申出候由

八日

九日

申来る、或は聞く、小野友退職と

岡田留吉・有泉敬之丞来る ○岡野より使、克蔵又滯居并

(2) フランス公使

定吟味役) (3) 小野友五郎(勘

於綱縁談整う趣知らせ

十日 春雨微々

払暁、芸州上屋敷出火

十一日 杉浦金次来る

十二日 黒水泉次郎来る 内藤仲来る、全

十三日

有馬家より門入、四人来る、永田恭平同道、聞く、長州

江永井·戸川之両使被遣、芸州にて御詰問八ヶ条之所、(6) (6)

一々承服せす、因て京師にて此上閣老下り厳

敷御詰問可然と云議と、其侭御取掛可然と云議と

筋起れりと、可歎々々、又聞く〇 (7) (ママ)

を以て両議紛々、大坂又是に同敷、

御国難之

越老侯より直書有之

天竺や儀兵衛年始

○旧臘、春迄御滞坂にては、年始之御参

(付)

(5) 永井尚志(大目

(6) 戸川安愛(目付

旧臘春迄御御滞坂に(7) 本頁最終行「○

(8) 松平春嶽

ては~」に続くこと

子 疋田家に嫁す(4)海舟の次女孝

内、其外莫太之御物入故、鳥渡御東下可然と云

御内議起れりと、又聞く、芸州にて御詰問之時は、

宍戸備前介と云家老出たり、窃二聞く、是は自身(こ)

にあらす、山形荘蔵宍戸と号して対御答せりと、 半助

山形は先年来度々予か門ニ遊ひし者、頗る

前名山県半蔵)

士 正しくは備後助

(1) 宍戸璣(長州藩

時情を解せり、碌々の徒にあらす

○奥平壱岐親父死去の知らせあり(3)

十四日 春寒終日、微雪雨降る

### 十五日

吉兵衛江預り金之内弐百金帰し持参す

### 十六日

岡野江祝としてさらさ一反遣す ○細川家留守居

沢村脩造江文通、慎助之事申遣候返答催促致遣す(6) (歳)

## ○柳川藩両人入塾申込む

佐藤与之助より文通、大久保一翁は水野痴雲同様

と家老 (3) 奥平正韶

(2)豊前中津藩も

(4) 松野孫八郎(目

(5) 肥後藩江戸留

藩士)か (6) 馬渕慎助(肥後

外国奉行·箱館奉 (7) 水野忠徳(もと

八ヶ条の御事 を以て御糺問 戸川・松野の輩 御相談相手と云を以て登 城すと云、長州之御所置

歎する処有 写到来、窃二 て御糺問の事を記す、

成ること

御下知、

御入用は大和之銅山を以て当てらると云、

先日聞込事と同段、松・唐両閣老上京有之、

又是赤心の注く所、沈黙にしのひす、嗚呼我か愚 右御所置之事歟と云 ○大坂内海礟場御取立

御供方悉く惰気、有心者は歎息すと

十七日

#### 十八日

対州侯より虎皮一張、三所紙料を賜る、使者扇源左(8)

(8) 宗義達

衛門来る、聞く、対州昨年之激論十一月二到り、

者十三人切腹にて鎮静し、其頭取は平田某と云、 其

内多賀壮蔵と云者一人脱走すと

○杉浦兵庫、箱館奉行被命しと云しらせ来る(□)

十九日

杉浦金次郎来る、何方へか被雇往き度旨頼ミ申聞る

横浜製鉄所も微々として進ます、空敷入費

聞く、

日に斬) 藩家老 十一月十一 (9) 平田大江(対馬

藩士) (10) 多田荘蔵(対馬

(11) 杉浦誠

奉行に就任) 潭(正月十八日箱館

を算する而已と

廿日

柴田権之進来る ○柳川藩入塾頼込弐人也

廿日

薩藩国元江出立之由にて退塾四人、種ヶ島・

湯地・吉原・桐野四人

万兵江万国公方法之事承りに遣す、

岡野書通

廿二日 万兵より公法二部為持遣し

○唐津より昨暮之祝儀為持越し

(藩 西郷真吾帰国乞暇として来る、小松江 (4) (音)

○柳川藩両人入塾 ○奥平より文通、身上之歎一封、公法二部頼ミ、真吾は大島吉之弟也

廿三日

越前江万国公法一部呈す

○青山小三郎来る、聞く、会藩此頃大に快くなり、集会

(4) 西郷従道 薩

藩家老) 小松帯刀(薩摩

(6) 大島吉之助(西

(7) 奥平壱岐郷隆盛)

(2) 湯池定基(同右) 月 米国へ留学)

(3) 吉原重俊(同右)

極、御所置の と、 を は、御名立難 出兵及ひ難 出兵及ひ難 は、御名立難 は、御名立難 は、御名立難 は、御名立難 は、御名立難 は、御名立難 は、御名立 は、御名立 なが、た

等専ら会津より手を附くと、是によつて藩之嫌忌も

殆と薄らきりしと云

○柴山良介来る ○内藤仲来る、金子之話有之

○高橋嘉兵衛来る

#### 廿四日

久留米侯江公法一部并書状ヲ呈す、今日飛脚江附四日

廿五日

すと返事来る

岩下佐次右衛門来る、聞く、肥後侯より京都に出居たりし(8)

周旋方なと云者両三人、国江帰し上書して云、長州之御所置

等之正敷御譴責にもあらは、恐なから御内政向おなしく

公平に出て後、他正大に出たき抔申たりと、彼之周旋方抔

云属ひ、諸方より会藩に取入り、専ら国事を議すと云

置何れ共埒明す、大に困せりと云、今専ら藩」薩を又聞く、会津家も「御進発御すゝめ被申上しか、御所

審家老) (8) 岩下方平(薩摩

(9) 細川慶順

書、旧臘右に 仕云々也と、此上 御模様立て 次第出兵可 及へりと 説きて周旋同敷力を尽さむ事を以て、頻に相談に

廿六日

国論定たりしと

岡野平次郎来る ○内藤忠次郎来る

廿七日

杉浦金来る ○越公より御直書来る

大坂大久保一翁より手紙来る、云、旧年両度登城、

言上之事あり、其後更二閑散、 絶而御用なし

廿八日

内藤仲来る、金談頼ミ申聞る

津田真一郎・西周助、 昨臘和蘭より帰り候趣にて

来る『○酒井左衛門尉より、昨暮之束脩三百疋到来

廿九日 別当質入りたし候鐙取出す渡す

星野平八江文通いたす 奥平壱岐来る、身上之

事頼ミ ○柴山良介来る、杉金頼ミ度趣、直に

庄内藩主) (4) 酒井忠篤(出羽

(1) 杉浦金次郎

164

より帰国) 元年末オランダ留学 (2) 津田真道(慶応 (3) 西周(同右)

奥平より文通有之、身上之再歎申越す

京都小松帯刀方江一封差出

御証三通御切米壱通 伊藤江名代

頼ミ為持遣す。〇別当妻今日引取、子供江米壱

斗、金子弐両為養育遣す

二月朔日

対州侯江公法一部・書翰并大島友江手紙差出す

杉浦金来る、明後出船之由 ○伊藤江頼候御証文御裏印

済、清七方江為持遣す ○越侯江御返書差出す

○岡野江鐙為持遣す

里、縁談頼候者 金次郎妻之 本多菊太郎 地面、於金 前織田伊三郎 立花不開門 下谷七軒町

○聞く、 長と結ひたりと云事、実成る歟、 我門柳川の

士、当春薩船ニ便して下之関江到りしに、長より早速使

者差越、手厚成りしと、又聞く、坂龍今長に行きて

(6) 大島友之允(対

下

土佐藩出身 海舟門 (7) 坂本龍馬(志士

165

院番士)

(5) 伊藤左源太(書

是等の扱を成す歟と、左も可有と思ハる

日日

山本龍二・内藤興来る ○越藩加賀九郎次郎来る

三日

吉兵衛預り金之内百両使江渡す

星野平八来る、壱岐之身上云々を申聞る、云、近日

国許より家老某来着、極而同人委曲之取計いたし

可申事哉と

四日

内藤興之助江金五百両借り遣す、中 但三百両は父子両

印 弐百両は中一印にいたし置呉候趣申聞、 此書付は小拙

手元江取置候事

五日

星野平八来る 鳴鷲来る、聞く、昨年町々より出候御

用金千両已下之分、被仰渡之通、 五ヶ年賦御返金有之と云

六日

兵四郎、敬業) (1) 福田鳴鶩(万屋 所以る活歴史

問中の緊要 思可考、是学 皆如此、ひとり 今而已ならむ哉、 所しかたき事┌ 君臣の際、其 に所する点可 古賢の如斯際

七日

る、

則御決議の所と云

柴山より手紙来る、長州罪案

御所江被仰上之写来

(2) 柴山良助(薩摩

奥平壱岐来る 〇松平上総介来る、聞く、

阪城にて会桑より言上、諸官之変転其ことく

成らさるものは、密事ありて

嗚呼、古今

君上御耳二入りしものあり、和泉殿抔も(4)

君上の思召にて退職せす、兎に角板倉殿あたり(6)

は 御聞江よろしからす、其他小吏の如き者も皆

上意に出て、選挙なしかたき者数人ありと、

微臣か輩また 御忌の中成る一人なりと云

○越藩加賀九郎次郎入塾

○或は聞く、唐津侯長州江御出被

仰渡の事ありなと云

風評ありと

八日

出羽山形藩主) (5) 水野忠精(老中

(7) 小笠原長行(老

子 肥前唐津藩世

167

藩士)

講武所師範役)

(3) 松平忠敏(もと

(4) 将軍徳川家茂

(6) 板倉勝静(老中

備中松山藩主)

岡野より使来る

九日

内藤忠次郎・石井新八郎来る

十日。尾玄同公今日御着府と聞く

薩藩両人来る、運用書借

十 日

金川定役(ママ) 来る

十二日

十三日

松平上総介来る 善兵衛江彫刻料六両弐分渡す

御周旋あれ共、御説殊に立たゝす、ゆへに無御拠御東下 或は聞、玄同公は旧弊無着之御方にて、京摂之間に

之御事あり、所謂敬して遠さくるのい」なりと

十四日

箱館之在住池田伊右衛門来る、彼地も散々なりと、小吏

(1) 徳川茂徳(尾張

(書肆) (2) 和泉屋善兵衞

金を溜めて、土地にかまハす貪る事甚敷し、嗚呼

何方も皆同弊成る歟、可歎

十五日

春雨

聞く、去ル十日頃、大坂より小筒組其始十六日

は唐津侯長州江被仰渡之事あり、御出ニ付出張去る八日まる八日、大坂より小筒組其他芸州江発すと、是聞く、去ル十日頃、大坂より小筒組其他芸州江発すと、是

也、其組工仰渡されは、彼応命せされは御征討

にも可及旨なりと云

十七日 十八日

今朝町奉行池田播磨御役宅江家来可差出旨、

昨

夜達あり、則出たすに、旧臘申渡之鉄炮金納之積

可心得旨申渡

岡田留吉来る、聞く、唐津侯廿日頃ニは帰坂之

風聞ありと、また同侯京摂之間風評悪敷

(3) 池田頼方

なりしと、是は人撰を主とせす、建言之類悉く

弁駁するに因れりと、会藩士之話

十九日

岡野江鉄炮之事申遣す

世 世 一 日 日 仏僧カション、外国人日本在留不承知にて、帰国を(1)

廿二日 促と聞く

青山小三郎来る、京阪之間無事、唯唐津之帰阪を待(2)

而已と、絶て別条なし

世三日 開成所江草稿出板伺差出す

廿四日

蔵宿より明日天気次第、玉落為知有之

浜口興右衛門来る ○大助江山路方江御裏印願名代<sup>(3)</sup>

(3) 軍艦組

之事頼ミ遣す

廿五日

開成所にて出板伺相済

(2) 越前藩士

館書記官

(1) フランス公使

廿六日 暁微雪

廿七日 玉落二付、米五俵来る

春嶽公より来翰 ○大久保一翁昨夜帰府之由

為知有之 ○岡野平次郎来る ○嘉兵衛来る

奥平壱岐来る

廿八日

廿九日

玉落二付、勘定九両弐分ト−−銭来る ○細川家沢村

脩蔵方江慎助事申遣す

三月朔日 昨夜より大雨、夕二到而止

岩下・柴山来訪

日日

奥平より払物之料三両弐分差越、正字通返却す

三日

孫一郎子息 (4) 小姓組 岡野

老) 薩摩藩家 (6) 柴山良助 (5) 岩下佐次右衛

有泉来る、刻本之事談遣す

四日

大島萬兵衛来る、忰入門 ○大坂より文通有之、長

州家老宍戸某罷出、此度被 仰渡之御趣旨

朝廷之御旨とは相反居候哉、右にては国中穏申間敷

候間、 御請仕難き段、唐津閣老江演舌すと云

五日

片山椿助・万兵并白戸石介来る(4)

六日

杉享造来る、柴誠一来る三日大坂より服部左衛門佐(で)

船にて帰府、 十五日頃再ひ同人大坂江行くと云

七日 内藤忠次郎来る

○大久保一翁来る、聞く、大坂空評盛にて皆名節

に暗らし、長州多分承服すべき歟、必らす後

挙六ヶ敷からむと

(3) 小笠原長行

(2) 宍戸備後助(璣

(4) 軍艦頭取

(5) 万屋兵四郎(福

出役となる 月講武所砲術教授方 (6) 慶応元年十一

(7) 杉亨二(開成所

(8) 長崎奉行支配 海舟門下)か

(9) 服部常純(長崎

(1) 有泉敬之丞

十 日 十八日 十七日 十六日 十五日 十四日 十三日 十二日 十日 九日 八日 杉浦兵庫来訪、当廿八日箱館江出立と云(2) 杉田玄端来る  $\bigcirc \widehat{0}$ 大坂より来書、云 湯地・種ヶ島より之来状、大坂より着(ほ)

潭(箱館奉行)

(12) 杉浦誠

号梅

翻訳御用頭取

(11) 外国奉行支配

たものか

が入ることを指示し 久保一翁~」の記事

右) 種子島敬輔(同

藩士

海舟門下)

(13) 湯池定基(薩摩

今度芸藩詰之者より別紙之通申越候、彼地之評にて

は、兎角鎮撫難相成評にては密々承候へは、一橋様

御舎弟民部太輔様毛利家江御養子之噂有之、左

様相成候ハ、鎮静可仕歟之風聞も御座候、尤末家

并家老御呼出之使者芸藩より二月廿八日長州江

罷出、依之諸藩共治乱之境と申居候由ニ御座候

一、小笠原様は、少々御風邪にて示今御引込之由ニ御座候、(ヨ)

是は御当表江御問合向并長之事情御探索之為と

風評仕候

一、今度之御進退は、未タ御決断無之との事、且亦御供

方は東帰心頻り二動き候体、且又当御表之事

一も御落着無之様子、乍恐奉断腸候

一、世評ニ云、長よりは大成る事件差起り候と申候へとも、

此義は一向不分明、定而浮説と奉存候

せ候由、是も疑惑為抱候流言に可有之と、人々相唱申候(マド)の当六月中、京摂之間ニ暴発有之との事、浪人申一、当六月中、京摂之間ニ暴発有之との事、浪人申

(3) 小笠原長行

守衛総督)

174

斉昭十八男

(2) 徳川昭武(徳川

# 宍戸備後介より芸藩江差出候書面之写

此度御達之旨有之、末家毛利左京・毛利淡路・毛利讃岐・

(1) 毛利元周(長門

吉川監物外宍戸備前·毛利筑前、 御当地迄罷出候様

御達相成候二付、銘々在所表江早速御使者をも被差

立候由ニ承り候処、已ニ去ル八月御尋之趣有之、末家并

家老之者大坂迄罷登候様御達相成候節、 孰も気分

不相勝候二付、上阪之義御断申出置、 其後末家中

孰も快気仕候者有之義も承り不及候、

内決も仕候へ共、 前・筑前両人義は、去秋大坂迄可罷登様、 同敷不快中二罷在、 備後介儀ハ、 於国元 備前

一名中之者故、 為名代差出、 筑前は同様二付、 井豆原主

計差出候所、 是又途中より気分不相勝候二付、 其

位、 末木梨彦右衛門名代相勤、 右備前・筑前義、 此度とても御当地迄早々罷出 御尋御用も拝承仕候

> 岩国藩主) 清末藩主) 徳山藩主) 府中藩主) (3) 毛利元純(長門 (4) 吉川経幹(周防 (2) 毛利元蕃(周防

(5) 長州藩家老 (6) 長州藩家老

(7) 長州藩家老

(長州藩士) (8) のち椙原治人

候義如何可有御座哉、 尤其後時日も経候事故、

快起仕早々御当地迄罷出候様相成候歟も不存候へ共

去年已来之処心附候侭入御内聞候間、 可然御含

置被下度相願候、 已上 二月廿七日

十九日

伊達之御伯母様御出 ○岩尾内蔵允来る、聞く、長崎

藩士

(1) 岩男俊貞(肥後 海舟門下)

正月切腹

舟門下 海援隊士

(2) 近藤長次郎(海

にて近藤昶次郎仲ヶ間之議論にて割服すと云

廿二日

廿日 廿日 逢接、其訳不知、薩之御嫌忌甚敷と云 薩州邸江此頃英之都督往来、岩下江

永田恭平来る ○青山小三郎来る、聞、当春長州

之奇兵隊横行、本藩と隙あり、本藩敗走、

此節は大低奇兵隊之説行ハる」と云

佐藤与之助方江括要廿部久留米便ニ頼む

世三日

越前并久留米侯江括要三部宛相呈す

(3) 久留米藩士

(4) 軍艦組 海舟

荒井郁之助来る、聞く、プロイス之事務宰相ビュスマ(5)

(5) 講武所奉行支

(6) ビスマルク配取締役

ルクと云者、頗る英勇之風あり、同国興起すへきの

説ありと云

廿四日 和泉屋より括要七拾五部来る

開成所江括要校正本差出す

廿五日

松本寿太夫来訪

廿六日 奥御祐筆の三日限早打大坂より着と云、子細密々也

有泉敬来る、聞く、長州表江大坂より二番操出と云

加納次郎作来る ○内藤忠次郎来る、聞く、長藩より

芸之御先手夜討あり、死傷多し、然れ共御届は纔

の事の由に認出されたりと、虚実不分明也(全く風説而已)

廿七日

定まりしと云

昨は聞く、大坂市中江三百万両之御用金被仰付之儀(ママ)

廻船問屋 (8) 摂津御影村の

E E (7) 小十人組

柴田権之進并仏国展覧会受負人来る、云々の

困話有之

#### 廿八日

細川家より留守居河村脩蔵使として来る、慎助世

話いたし遺候礼申聞、 端物料被送る

#### 廿九日 晦日

石川周二・内藤仲来る

四月朔日 肥後藩兼坂熊四郎・馬渕慎助来る、小楠之書 浜口興右衛門来る、時計預り置

之両人、国侯之命にて米国江留学、長崎より発

翰持参、聞く、小楠之甥予か門横井左平太・(ママン

船す、又肥前よりは当春 八郎・石丸虎之両人英船す、又肥前よりは当春 八郎・石丸虎之両人英

国江行くと云、又聞く、当春より去暮之筑前藩争

動之実は、世子を立て当侯を廃するの議より

起りしなりと

蔵番之頭 (1) もと富士見宝

(4) 横井左平太と (2)(3)横井小楠

弟大平

(5) 馬渡八郎(のち

俊邁 (6) 肥前藩士 肥前藩士)

(7) 黒田慶贊

(8) 黒田斉溥

夜四ッ時頃より芝大門前より出火、芝口迄大凡八・九町

焼ると云 ○池田播磨より浜武慎助呼出手紙

来る

日日

慎助町奉行江罷出、 鉄炮之引合仮口書申渡

三日

四日

国友弐右衛門来る 〇細川家江括要廿五部を呈

す ()薩人三人来訪、岩下生先月十九日帰京

出立、又京地小松・大島氏帰国すと云

五日

京師川勝江書状、宅江頼ミ遣す

八七六 日日日 近日、 京摂は申に及ハす、東都市中にても諸官

之風評甚悪敷、 紛々なりと云、誠二歎息す

へきの限り也

行

9

池田頼方(町奉

11

門(方平 薩摩藩家(10)岩下佐次右衛

小松帯刀(同右)

(12) 大島吉之助(西

郷隆盛)

付) (13) 川勝広運(大目

対藩扇源右衛門、明々十日大坂江出立二付、為暇乞来

訪、 聞く、去月八日翔鶴丸にて監察佐賀江内御用とし

て着船すと、又唐津侯先月廿六日之状迄は出勤

(1) 小笠原長行

無之、長州江御談示中也、 且御同人京師辺風聞宜

からす、或説ニは、二条関白殿御家司某周旋にて、

閣老之命あるに及ひたり抔云々 送る 大島友工詩一章

馬藩士)

(3) 大島友之允(対

(2) 二条斉敬

九日

十日

十一日

伊藤江頼ミ四・五両月分御持」扶手形裏印、丹波殿(4)

にて相済み候由にて為持越す

肥後藩牛島五一郎・兼坂熊四郎来る

十二日

十三日

(5) 平岡道弘(若年

(4) 伊藤左源太(書

横

(6) 肥後藩士

蔵宿江御扶持手形為持遣す

### 十四日

#### 十五日

肥藩大田黒権作来る、聞く、町中之風聞ニは、長之宍戸

備後介と井伊家之家老と争闘あり、死傷三十人程二及

ひしと云、又聞く、唐津侯大坂江御帰りありしと云、風聞

不可信、聊聞く処を以て記す而已(必らす空評ならむ)

#### 十六日

大坂より本月八日出之書状着、云

長州之事件別紙之通二而、昨日軍目出馬等被

去、不堪疲弊、不得止之謀と大息仕候、外又大坂仰出候、尤出芸之諸藩は討入之覚悟と相成候由、乍

在留之藩も疲弊無此上、戦争ニは無覚束者と

歎慨此事奉存候

小笠原侯は弥御追討之御決着ニ相成候由ニ候へとも、

後藩士)か 大田黒惟信(肥

緩急之儀如何御座候哉、両鑒察此間帰帆、 何歟御

評議中と申事承及候

兎角物価日々沸騰、玄米壱石二付八百目余、其

他右二準し人心不穏、当時二到り劇場其外不

繁昌之由、 弥 御追討ニも相成候へは、京坂間ニー事

有之間敷哉と深心痛仕候、尤御供之向々も、戦争は

無牛覚悟之所、近頃又々兆有之候二付、恐縮致居候族

当二月中長州末家・家老御呼出之所、長府及清末(3) も相聞、 彼是大齟齬出来申間敷哉と奉恐察候

は病気御断、 家老亦御断、 徳山・岩国は是より御答

可申上旨御請二而、 其侭、 只今二到り候事故、 乍恐

御進退爰二究り候事、 右二付一大破も又可宜抔風

聞も御座候、

何分二も諸藩其外疲弊は驚入候事ニ

御座候

長州御所置今一層寛大之儀、諸藩周旋方より申立候

(2) 毛利元周

(4) 長州藩家老宍

(5) 毛利元蕃

(6) 吉川経幹

戸備前と毛利筑前 (3) 毛利元純

182

付)と岩田通徳(目 (1) 滝川具挙(大目

者有之、右二付、一橋様・会・桑両侯申上有之、 関東表

之御所置尤二候間、以後左様之義不申立様、

京都より御書付ヲ以而近々被 仰出候と之事、 窃二承

所司代 桑名藩主)

(10) 浅野茂勲(芸州

(9) 松平定敬(京都

守護職 会津藩主) (8) 松平容保(京都 (7) 一橋慶喜(禁裏

去月廿三日、芸州世子上坂いたし度趣小笠原侯江別紙二云 (2)

申出候処、 御差留相成候由、右は長州之御所置今

層寬大之願二付、 上坂仕、

御直言上仕度由之事、 右は同志之大名十三藩と

四月朔日御達

松平安芸守江

申候由、

尤

御聞済不被在候ハ、、京都江罷出

朝廷江遂奏聞度由

同廿五日、 右紀伊守乗船之上、上阪、届書差出し出帆

相達候様可仕候 備後介江早々 別紙書付宍戸

との事、又評義相替候哉、途中より引返相成候由

四月四日、芸州家老辻庄蔵并外壱人上坂、 前文

長門惣領興丸江 長門惣領興丸江

来ル廿一日迄二芸

相達候儀有之候間

出候、若病気 広島表江可罷

此他長州家御呼出之御書付類略之(皆芸州取継也) 上件二加之

寛大之御所置之件々申上候由、乍去御取用無之との事、

(13) 徳川茂承(紀州

(14) 毛利敬親(長州

藩世子)

芸州藩家老) (17) 辻将曹 (維岳

(16) 毛利広封嫡子

(11) 浅野茂長(芸州

(12) 宍戸璣 (長州

(15) 毛利広封(長州

毛利左京·毛利 候間、毛利大膳· こ而も、押而来ル 広島表江可 遣達候 淡路·毛利讃岐 別紙書付相達 之段早々罷帰、大膳始江可申達候 代可差出候、右 候ハ、、末家并 候様可被申付候 相達置候義 差出旨先達而 候義有之候間、 方より早々可被 吉川監物江其 廿一日迄二罷出 二付、若病気 右之者共工相達 四月 門之内為名 四月 毛利大膳家老 毛利筑前 宍戸備前 御書付有之由ニ候へ共、未タ入手不仕候 厚く申含候様可被致候 精々引違無之様、 相達候期限ニ到り、名代も不差出候而は不相済義ニ付、 候而も不苦候事 監物右名代をも相兼不苦候事 大膳父子并長門惣領等若病気候ハ、、末家并吉川 右之通被 右之趣、 大膳父子并長門惣領為名代差出候ハ、、壱人ニ而相兼 其内 候ハ、、名代之者は本家名代ニは難相成候事 但末家・吉川監物等も病気ニ而、名代差出候義ニ 四月 四月朔日 宍戸備前介并此度為使者彼地江越候者江 仰渡候由、尤 召ニ不応候ハ、、其罪不軽と申 口上覚 猶厚相心得可申候事 (4) 毛利元純 (3) 毛利元蕃 (2) 毛利元周 (1) 吉川経幹

り、

又異聞なり、兎も角も童稚輩終に事を

続く、下段ニ有之 是より口上覚こ 引払致帰国 若病気ニ付而も、押而来ル廿一日迄ニ可致出芸候、尤押而も難罷出候ハヽ、重臣 広島表江可 相達候義有之、 先達而其方江 江申渡有之候二付、 候間、早々当地 可被差出候 四月 置候義二付、 被罷出旨相達 并長門惣領興丸 候様可被相達候 宍戸備後介始 同御用相済 右同文言 松平安芸守工 吉川監物 毛利讃岐 毛利淡路 毛利左京 ○薩州之船々江括要三十部を呈す 故障するあつて是を支へたりしなり抔いふ者あ 意を合して是より道を附けむの策なり、然るを は上辺勇を張れとも、勢征しかたきをおもひ、世子と 或は聞く、芸世子之上坂は唐津と意を合せ、唐津 松平上総介来る 金子近々長崎方御沙汰可有之之由申聞 若狭守·稲垣信濃守、其外追々(ママ) 紀伊殿・二ノ見・松平三河守・松平兵部太輔・内藤(ロ) (ロ) 岩田半太郎殿・岡部三左衛門殿被登、(6) 井上備後守殿去月中芸より帰着、当時在坂(5) 右は昨七日被 当月十・十一・十二日迄広島表江出立之事、 右二付、昨七日唐津侯御家来上阪侯由承及侯 仰出候由 杉浦清介来る、 先頃帰坂、

高遠藩主)

(10) 内藤頼直(信濃

(9) 松平慶憲(播磨

津山藩主)

(8) 松平慶倫(美作

(7) 目付

鳥羽藩主)

(11) 稲垣長明(志塵

(6) 岩田通徳(目付)

(5) 井上義斐(勘定

続くことを指示二行目の「口上覚」に(13) 一八四頁本文

破り、将た。君家を危くし且国家を乱たさんと

す、爰に到つて歎息限りなし

### 十七日

聞く、此頃諸藩外国江行く者あらは、印鑑御遣しに可相成、

其上にて勝手次第、若印鑑無之者は厳刑に所せらる

へき旨御達ありしと云、愚考に、是英より申立候事

なるへく、其出る所は薩よりはかりしなるへし

#### 十八日

芸州之道家牧太・飯田旗之助・三宅万太夫江括要一

部宛送くる、一両日前芸之蒸気船入津と云

大宮貞来る、聞く、英人サトウなる者、今専ら朝鮮

を学ふ、窃二問へは云、仏、朝鮮江手を入らむす、故に英

是に先たつを欲す、必らす通弁我行くへし、ゆへに学ふ

と、同人は本邦之語に明成る者也

会津之附属新撰組之徒、伊勢辺迄出張、豪富之

官 (

(1) イギリス通訳

者より金子借用、 尤会津より用立たる者江は上下を遣

し謝すと聞く

廿日 十九日

○国元弐右衛門来る、当廿五日船出帆ニ付、 廿四日迄二慎助暇呉候

様申聞、 且括要之礼として船より国産奉書紙到来

且諸藩小倉江出勢之御達有之由

○三宅万太夫来る、国許蒸気船江岩田半太郎・岡部三右衛門

急御用にて御借受、帰府と云、紀伊守上阪之一件は、

津相談之上なりしやと云、長征は弥御決議諸家出勢

御達出たりと云、京摂之人気悉く幕府江逆ひ、

甚不穏なるといふは事実也と云、 可歎々々

○仙台藩岩渕喜英来る

○竹内野州江測量器戻し遣す、 (4) 代価五拾両受取

廿日日

(2) 芸州藩士

留守居) (4) 竹内保徳(西丸

187

藩主 (3) 徳川茂承(紀州 征長先鋒総

唐

留学之御書付来る、忰四男相願度旨下ヶ札差出

世二日

肥後藩津田山三郎・牛島五一郎・菊坂兼一郎来る(3)

藩江戸留守居

横

(2) 津田信弘(肥後

井小楠門下 (3) 肥後藩士

黒水泉次郎来る

世三日

杉浦清介来る 柴山良介来る

奥平壱岐来る 鳴鶩来る、聞く、備中庫敷ニ乱

妨あり、官邸を焼たりと云

申来、即刻為

歳附可差出旨

願出候者、名前・ 妻木より留学

又聞く、近日御蔵金之大法馬、金之方七ツ百日

銀之方拾幾ツ六百目御出方二成ると云、跡は各一箇宛

御貯、 且此金銀大凡三百万両位ニ充つと云

此頃、

両国辺見世物取払、

俳優輩市中を追れ、髪結

之類御停止等、 細屑の事頻り也と云

廿四日 慎助今日船江行く、 但国許江立帰

青山小三郎来る、

春嶽公より賜物持参、此

(4) 妻木頼欽(寄合

肝煎)

(5) 薩摩藩士

(6) 豊後中津藩も

(7) 福田鳴鶩(敬業)

(8) 越前藩士

(1) 海舟次男四郎

侯之於小拙回顧甚厚、 小拙一世を以而報すへからす、

我子孫忘る」勿かれ 聞く、 備中之乱妨、 三月中既

に蒔田家陣屋・長屋江向け焼討之事あり、其発起

(9) 蒔田広孝(備中

は、此小侯之領某寺と寺に弐百人浪士滞留、是等取

締之事より蜂起すと云

#### 廿五日

#### 廿六日

有泉敬之丞来る 浦賀中島三郎助江括要一部遣ス

浜口興右衛門来る、時計返遣す

廿七日

佐藤与之助、当月七日小十人格大坂御鉄炮奉行並被仰付旨

廿八日 伊藤より御裏印名代出呉可申旨申越す

#### 廿九日

嶽公呈書并英織蚊帳地呈上、青山江頼遣す

○伊藤江御裏印願証文弐通頼ミ遣ス、日根野江断等 (3)

○梶より凶を告く、正月廿八日泊然として死すと、嗚呼、 玖

磨姉生れて明媚、其志貞実、いやしくも浮操の風

(10) 軍艦頭取出役

11 軍艦組

(使番) (12) 日根野藤之助

(13) 梶くま(海舟の 梅太郎母)

なし、田舎二人となれ共、心行卓、学ハすして国歌を

賦す、念々皆聞くへし、可痛、其死の速やかなる、享年

廿六

# 五月朔日

甲賀源吾来る、海軍局日々寥々、頗る不平也(三)

二日 蔵宿より四・五二ヶ月分御扶持米来る

伊藤より、当今月番縫殿頭御裏印済、御借米壱通、六月(②)

小之分御扶持手形壱通届来る

#### 三日

卯三郎来る、金談之事頼ミ、明後日否承り二可来と云、

(3) 清水卯三郎

蔵宿江手形弐通持せ遣し ○安井・佐藤・梶江手

紙遣す

聞く、筑前太宰府居られるゝ五卿方、大坂江御呼寄と云、

右二付、諸家より警衛人数差出可申御達有之由、

薩州より長州之御所置ニ付建白あり、其旨趣は、此度

(2) 松平(大給)乗

(1) 軍艦組

野口藩主)

信濃田

之御挙甚然るへからす、但出勢之儀、御断と云々於大義で

四日 水野出羽守家来某来る

五日

卯三郎江金子借用いたし遣す 500

六日

七日

高橋嘉兵衛来る、聞く、神奈川附属之下役御暇出たり

と云 ○井上河州、大坂表廿一日出立、此頃御帰府と云と、并町中見世物・女髪結・娼家之類不残運上被 召上と、并町中見世物・女髪結・娼家之類不残運上被 召上

岡田留吉

の節句前にや、日本橋に張訴あり、

遠江浜松藩主)

(5) 井上正直(老中

また紙を張りて云、徒党四百五十人ほとあり、護持院原

に集るへし、蔵前辺より打毀さむと云々

八日

三宅万太夫来る、当九日頃芸州之蒸気船にて監察岩

田半太郎外并に長州屋敷之者共六拾人程為乗組出帆と

沼津藩主) 水野忠誠(駿河

云、長州之事は穏ニ済へきと云内風聞なりと云、官吏表ニ

仮面をかふり威せとも彼おぢす抔云風聞あり、 また京地

之人心穏ならす、町家何となく要心而已と

○山佐并展覧会主六左衛門より使あり

嘉兵衛来る、鉄板十九枚最勝院隠居江譲り遣すことを

九日 - 鉄炮弐挺之代受取

岡野平次郎来る、大坂より当二日之書状到来、略ニ云、

芸州ニは宍戸備前養子備後介、岩国家老・用人(3) (4) 共四月廿三日罷出候由、依之昨今之所二而申渡済、

早速

4

今田靱負

御上洛 還御と可相成由、 是又風聞二而、

小笠原侯も御帰坂可相成と之風聞有之、左様相成候へは、

益帰心動キ、勇気更ニ不相見、 慨歎至極奉仰

御賢察候

、倉敷も川向ニ而小筒せり合相始り、一人召捕、一人討取、 其佗は散乱行衛不知、九州・四国之方江引取候由(他)

> (3) 宍戸璣(長州藩 孫一郎子息 (2) 長州藩家老 (1) 小姓組 岡野

# 二御座候

近頃京地江土藩·薩藩夥敷入込、武器多分持

運候由、 何そ事変可有之歟と、当表も追々其

御手当にて、 御進発之大炮廿四斤よりナポレヲン

加農迄拾三·四挺、 俄二御城中江御据付相成候積り、

攻は守二変し候義、 是亦何等之御趣意柄歟

向了解難仕と奉存候

、薩州は、長州攻口先手断然御断申上候事ニ御座候

以上

十日

十一日

卯三郎より口入金五百両返弁

岡野より万兵方届物唐紙・筆遣ス

十二日

久留米藩梁野生帰府、先月十八日国許出立、

廿三·四日頃

馬渕茂吉妻縁談之事申来る

(5) 万屋兵四郎(福

迄大坂滞留、聞く、京坂間并箱根以西は人心不穏

と云、旅籠賃大低一貫文位と云、

十三日

卯三郎并岡田留吉来る

十四日

十五日 暁より暴風雨、寒温規十五度

十六日 寒温器十五度

○高橋嘉兵衛・馬渕茂左衛門来る、縁談之事申聞る

○久留米藩前野雅門·辻幾太·高橋伝三郎入門 (ユ) ○大垣藩野村龍之進来る ○大久保より佐藤江届物被頼

岡野江疋田兵庫之事承り二遣す(4)

十七日

五月八日出之大坂より書状着、云、

長州より出芸之人々

徳山家老

福間式部

海軍船長(1)のち久留米藩

海軍士官 のち久留米藩

(3) のち久留米藩

次女孝子の夫)か

四月廿三日迄出芸二付、毛利大膳父子罪状二依而(6) 備後介は此度備前養子と云名目二替 用人 萩家老格 岩国名代家老 清末家老 長府家老 用人 用人 同 同 宍戸備後介 平野市郎左衛門(5) 金子 今田靱負 飯田市郎右衛門 三島任三郎 毛利伊織 目賀田喜助 山県佳衛 合上下六拾人 三十九人 上下三拾人 三十人 三拾人 家来四十人程 五人

(青末藩家老)か

(6) 毛利敬親

拾万石被 召上、大膳は蟄居、長門は永蟄居、興丸

を以而廿四万石余家督被下之、三謀臣は家名永断

絶被 仰渡、五月朔日相済、同廿日迄二請書可差出、

若遅々二及候ハ、、早速御追討之趣二御座候、 依之、 過

激輩と長州本藩と又戦争ニ相成可申との噂

頻二御座候、何分二も世評一向不相分、 聢と申上兼候、

只御供之面々は、惰気而已相見江、若此侭

還御被為遊候ハ、、一等遊惰二陥り候半哉と大

息至極、兎角虚飾之世体、時勢之然らし

むる者歟と、慨歎此事奉存候

十八日

高橋嘉兵衛来る、疋田兵庫之母親明日参り、縁談之事

話いたし度趣申聞る

○唐津藩長谷川善兵衛来る、廿八日大坂出立と云 先月

柴山良介来る、括要之返礼到来

(1) 薩摩藩士

善二聞く、去ル廿三日、長州末家岩国は名代差出せ

(7) 毛利広封

(元治元年十一月十 益田右衛門介の三名 司信濃·福原越後· (8) 長州藩家老 国

二日切腹)

大学 を達せられたり を達せられたり

いふ名にて出たる而已、強て恐敬之意なし、其国人江はとも、本家にては誰も不出、備後介宍戸備前之養子と

三拾万部活板を作り、告志篇各一部を懐せしむと、

当月廿日迄之御請万々無覚束と云、可歎可痛

#### 十九日

浜口興来る、金子返シ ○疋田女隠居来る、縁談之話也

(2) 浜口興右衛門

## 廿日 吉兵衛

#### 廿日日

長谷川善兵衛明後日頃出立と云、佐与江一封頼む

岡野銀三郎、疋田之事承合候趣申聞る

○大久保用人ニ親類書頼ミ、昇と云者来る(4)

#### 世日

嘉兵衛来る、疋田縁談取極之事申来る

#### 世三日

杉亨三来る、聞く、当月八日兵庫に民商集会する

事一万四・五千人、忽ち四方に散入して富家を潰ち、

(4) 大久呆金四郎

(3) 佐藤与之助

(4) 大久保金四郎

教授 海舟門下)か(5)杉亨二(開成所

灘・西宮辺に及へり、鎮撫人数押ゆること不能、鉄炮

を以て打殺すと、ゆへに某山に集まること益多し

又当十二日大坂西横堀に商民集まり、忽ち多人

数に及ひ、五手に分れて富商を潰ふし、頗る乱妨

なりと、鎮兵是を討て、殺伐また多しと云、嗚呼天

て越老公に呈せり、既二書中此事に及へり

(1) 松平春嶽

下之形勢如斯、晩春我か窃愁ふる処あり、書記し

○嘉兵衛并馬渕来る ○内藤江鞍鐙借シ遣す

○原田吾一来る、頗る不平心裡恢々 ②

#### 廿四日

吉兵衛、小太仕度之料九拾両渡す

廿五日

西周助来る 〇内田隠居

#### 廿六日

より帰府)

十二月オランダ留学

(4) 西周(慶応元年

#### 廿七日

若年寄衆之剪紙到来、 即刻為請家来差

> の通称 (3) 海舟次女孝子

府

オランダ留学より帰 (2) 原田一道(五月

出たす

廿八日

登 城いたす、御軍艦奉行被命、 且別紙

被 仰渡

勝安房守

大坂表江御用有之候間、立帰之心得ヲ以、急速

彼地江罷越候樣可被致候事

六月朔日

所々より悦来る

廿九日

○昨夜品川辺三・四家打潰ありと云

登城

今暁、 田町辺打潰あり

登城

日

不快二付、断出たす

(同所より先二来る)疋田江結納遣す

内田直之允

甲賀源吾・黒水泉次郎来る

本日、鮫橋辺白昼打毀有之、人気頗る騒然

○大坂より来翰、云

(5) 軍艦組

当月中旬頃、兵庫津一揆様之者蜂起、北風其

外分家北二等も大小破壊せられ候、尤丸岡御警

衛人数ニ而差支、怪我人も有之、夫より西宮・池田・堺

難波村に波及し、米壱升ニ付六百五拾文位之処、

弐百文二買取、或は無銭ニ而持行候者不少、大坂

市中同断、右二付、召捕人も不少、擾乱之兆シ

候へ共、俗吏は依然賄賂等も有之よし相聞申候、尤

此節諸方安売、又は施行等出シ申候

一、打続候雨天ニ而、十四日頃大洪水、大川は一丈壱尺

五寸と申候、尚雨未止候間、洪水重而来るへく存候!

殊二冷気甚敷、朝は袷ニ而も寒き位、此体ニ而

は、北国は五穀不熟ニ可相成、左候へは飢饉ニ到り

一、加州米は少々此節相廻り候由、肥後は一向不相候半哉、兼々御説も伺候ニ付、氷潤之如く恐懼仕候

出候由、

其外北国米払底と相聞申候

問屋

(1) 兵庫津の回船

、長州御請は一昨廿日二御座候へ共、今二不相分候、 只

別紙之通、 備後介外壱人芸江御預ケニ相成候

薩州は、 長州責口断然御断相成候、 併御許容は

無之と申事ニ候

、肥後は少々鶴崎江出張、其侭、西藩は一向出張

相聞不申候、 中国亦同断

内心は東帰頻、 右等之体二付、一々奮発も可有之候処、外見は戎装、 歎慨二耐江不申候事二御座候

一、御城中江、海岸車台之大炮十八斤・廿四斤・六十

斤、陸軍方建白にて御据付之事ニ相成申候、併打手

は無御座候、諸方御台場も追々出来ニ候へとも、

砲も人も一向相見江不申、 如何之御所置二相成候半歟

と大息奉存候

、筑前五卿之義 御詫之上帰京之見込ヲ以て、小林

甚六郎彼地江出張いたし候へ共、是亦落着無之

(2) 目付

候哉、今以何之噂も無御座候、云々

三日

黒水より御勘定奉行御断下案来る、御殿江為持頼

四日

疋田兵庫・内田直之允来る

川路太郎来る ○竹川竹斎来る、聞く、長州之脱

藩人百五十人計堺江上陸、大和江入る、討手七頭之

原田吾一来る ○黒水より手形下案三通来る 諸侯江被命たりと云、阪地殊騒々たりと唯百姓群集之事あり

五日

有馬阿波守達有之、御書付河内殿御渡之由

にて差遣すと云

遠江浜松藩主 (4) 井上正直(老中

有馬則篤(大目

日当御手当一日金弐両、 旅御扶持方御役高

之分限ニ応し一倍

(2) 伊勢射和の商

外国奉行)の子息

(1) 川路聖謨(もと

大坂表江罷越候二付、書面之通被下候、尤日当

御手当は三十日以上は三分一減被下候事

○伊藤左源太 伊沢用人白兵衛来る

(5) 書院番士

六日

蔵宿江手形三通遣す

柴山良介来る、聞く、長藩宍戸備後介御預ケ之後、

国人沸騰、国堺江出勢せり、然れ共戦争ニ不及対陣

すと云、又長之高杉新作長崎地にて外国人より三十万両(音)

老 伊勢は順弱之質なるを以て 召すこと頻なり、 (ママン゙(ル) 石を以て一戦の用途とせむと計る、又薩之家

京地の薩人同人を出たさす、去ル廿四日岩下佐次右衛門

阪地之召に応すと云

紀州殿芸州表江御降り有り、伯耆殿是に附(『)

属成りと聞く

馬渕真助来る、細川より之建白は実也と云(ピ)

士

(7) 宍戸璣(長州藩

(6) 薩摩藩士

Ę

(8) 島津伊勢

(9)岩下方平(薩摩

藩主 征長先鋒総督(10)徳川茂承(紀州

秀(老中 丹後宮津(11) 松平(本庄)宗

藩主

藩士 横井小楠門下)

七日

迄被下之三百俵、地方引替之命ありと、又聞く、細川氏之

建白甚懇切之意を含めりと云

帰村)

り、三河の知行地へ 三日交代寄合持とな 講武所師範役 六月 (2) 松平忠敏(もと

八日

出殿 明後日出立之事を申す、和泉殿より長崎丸之

事御口上あり

九日

会藩林三郎、尾州之水野彦三郎来る、西国之形勢

且御所置を問ふ、別二答ふる処あらす

有馬家より悦之使者有之、聞く、英之ミニストル薩長江行

きたりしに、其転末いまた不分明と云

小松帯刀より文通あり、薩之蒸気船入津に因て也、英(5)

人国許江訪らふと聞く

十日

出羽山形藩主) (3) 水野忠精(老中

リス公使) (4) パークス(イギ

(5) 薩摩藩家老

204

(1) 思想家 もと肥

別二記せしもの 皆敗走而已 あり、概して云ハ

御討入之事は、

六月

頼む趣申聞る

○内藤仲より五拾両受取

出立、品川本陣にて奥平清記二逢ふ、壱岐之事

廿日日

着阪

廿二日 猶関東決議甚不可を云ふ(8)

登

城、伊賀守殿江御逢、当時之猜疑不可然事を言上

聞く、芸州地にて 井伊·榊原家大敗走

秘密之 言上、 将軍江其由

廿三日 廿四日

会藩手広木直右衛門江愚存を云

此日上 京、内御用被命、夕刻乗船

廿五日 京着、会家江一書を倚す

愚存之大意は、正大高明を□す而已、其枝葉はまた持 瑣屑中之小細事、頗る書する恥す、高踏之念慮

益盛なり、衰世之万事書すへからす話す

へからす、此際に及て始て諸歴史之靉靆たるを

津藩公用人) (11) 手代木勝任(会

205

(6) 伊予松山藩家

中津藩もと家老) (7) 奥平壱岐(豊前

(8)(9)海舟晚年

(10) 板倉勝静(老中

備中松山藩主)

焼き失ハる、七月 長人之為に悉く 炭百万斤、 に積たる我か石 此夜、豊前姫島

感慨す而已、此一両年ことに世人疑惑するは、長之

成行、 且来年兵庫之開港、 御所は御不承知、

不可開と御決議之所、既ニ関東開港之逢接之取極

あり、此一事、其上乱階は、金穀欠耗ニあり、今哉五穀

豊にして金貨また数員を増、後然るに政府欠耗

甚敷は尤可疑、後世解すへからさる一ならむ、嗚呼よりして

# 会津家江越す、論説言上、大低我か二等之□可被行第

廿六日

薩之猜疑既二氷解せり

#### 廿七日

川勝美作江一書并岩下氏江一書を寄す、皆内命(ユ)

中之事件なり

#### 廿八日

酒井十之丞来る、岩下来る、快話、発一笑、彼之

藩知覚之開らくるを知る

老) 薩摩藩家 (2) 岩下佐次右衛 (1) 川勝広運(大目

(3) 越前藩士

#### 廿九日

会公・桑名侯江行く、兵理を談す

(4) 松平容保(京都

一橋公より明後二日夕参上、 御逢之事申来る

#### 七月朔日

聞く、大坂江下之関ニ居たる塚原但馬、払郎西船にて

帰阪すと 〇先月十五日、和泉守殿御役御免、

差扣被 仰付、稲葉兵部殿参政願之通

御免、 聞く、鴻之巣・熊谷・妹尾之辺、百姓一揆起れり、 同格にて海軍之義御取扱被 仰付候

若年寄格)

十五日若年寄を辞し

甲州同断と云、確説いまた聞へす

会津江一書を送くる

日 越之家老本多修理来る、

聞く、小野抔云者払郎江金子

借用之為東下すと、嗚呼、若此事実ならは、 国災不日に

興らむ

夕刻

橋公江参上、春嶽殿二拝謁、

薩州之話申上

(7) 塚原昌義(大目 守衛総督) 所司代 桑名藩主) (6) 一橋慶喜(禁裏 守護職 会津藩主) 十九日老中を罷免) (8) 水野忠精(六月 (5) 松平定敬(京都 (9) 稲葉正巳(六月

(11) 小野友五郎(勘 (10) 越前藩家老

三日

高崎左兵衛来る、歌道深意を談す

山宮より之賜あり、猶微意を申す

会藩数人来訪、皆兵理を談し事実二及、其誠

実可愛可悦

四日

会津家より数人来る、大兵を談、上田伝次使として来る、

(3) 会津藩公用方

賜あり ○薩家より同断、岩下江明日は在番之趣

申遣す、上布・菓子薩侯より為悦差越す

○対州侯より千疋為悦到来(5)

○会津侯物頭已上、束脩として包銀三十錠ヲ送る

五日

近藤勇・土方歳三江五百疋、山本覚馬江五百疋、佐久(8)

間格次郎世話いたし呉候為挨拶とし遣す

○秋田稲人来る、当時京都之儒官二被召出候趣、

藩主 (4) 島津茂久(薩摩

(5) 宗義達(対馬藩

主

(6) 新選組局長

久間象山門下 (9) 象山遺児 (8) 会津藩士

(7) 新選組副長

佐

208

藩士

(1) 高崎正風(薩摩

(2) 山階宮晃親王

種々之話あり、 小拙か見解を云

○山階宮より御常用御煙草盆、 御心裏を表し

御口上にて賜ハる、 此日下坂

六日

登城 諸官漠々濛々、伊賀殿は御逢無之、 窃二聞く、

少しく御不例と云、又聞く、美濃守殿近々関東江御用向にて御帰

りと云、或は聞く、芸州一地之日雇并雇船にて月々御入費

三万四・五千と云、是司農頭小笠原氏之説也、 大低此急危

之時二当つて用らるゝ者は小人、聞かるゝ者は亡国之小策而已、

殊ニ可怪、此会に入らされは知る事能ハす、唐津之小倉

江移りしは、芸地に札を建て唐津之奸物を謬せむと、是

より其憤を遁れ、小人其間ニ説を成して小倉江去れり、今

此閣老之信する所は、狎邪之小人塚原・木下・小野・肥田之輩数人 (ユ) (ロ) (ロ)

に過きす、天下之目在る者は是を知る、 諸官は恐怖して不知

知る者三・四輩に過きす、

知れ共いふこと不能は、力足らさる也、

嗚

艦頭取)

(12) 小笠原広業(勘

山城淀藩主

備中松山藩主

(10) 板倉勝静(老中

(11) 稲葉正邦(老中

(13) 小笠原長行(老

子 中 肥前唐津藩世

14 塚原昌義(大目

付 付兼軍艦奉行 (15) 木下利義(大目

(16) 小野友五郎(勘

定吟味役 (17) 肥田浜五郎(軍

呼終に国家を誤る、小拙反覆して唐閣之不明をいへとも、

聞れさる而已成らす、かつて小人之悪み忌むこと甚盛なり、

豈是等に意あらむ哉

七日

無登城

八日

賀州閣老江参上、云、当今第一等之御所置は、狎邪之小人 三・四輩を謬、天下二謝せられむを以て、 皇国人民之心腹を得

過きす、且会家いまた是に及ハす、大英傑にあらされハ能ハさる るにあり、然れとも外藩は能く此事を知る、諸官は両三輩に

へし、第二は、速に長防之地江討入、彼か実情を得て置するに

国財旦夕に逼、 寛大を以てせられむこと、 大邪既ニ金を払郎西に借るの策あり、 徳川氏宿世之仇を結ハす、 極めて 且今

如斯なるは、彼か術中二陥り、 国家之瓦解日を卜して察すへ

其他云々、又云、能を挙任賢するは殊二急務なり、

是戦ハすして敵の鋭を折る、会家微臣か此説に服す、

正したものか (2) 本文「謬」を訂 (1) 板倉勝静

証文着 替金千両之

此日、江戸より為

ハれさるへし、時成る哉、 邦家の崩る」

らす、且諸方之臂を引く者其中間二災して一事も行

一日も置くへからす云々、大低容るゝか如しといへとも力足

九日 登 城 漠々然 此日、 大久保某と云監察芸地より密事

言上に帰阪、宍戸備後介は伯耆閣老其国江返せしと聞く、(5)

伯州は畏縮して兵を進めす、半信半疑歟

十日 雨 登城

稲葉閣老御逢被成度旨ニ付、営中にて第一・第二之愚説

を申、悉く解せられし由、此老性質極而美といへとも、力足

宅江向出立横井・長谷川より伝言あり、云云、当今之形(石) (名) らさる歟 ○肥後之券、新助国許より来る、明日江戸留守

勢は邦内干故を動かすへからす、富国之道尤先成るへし、

況哉名節不当之征長、尤以て四分五裂を促す之徴なり、故

に肥後之出勢は、 軍帥下津九右衛門且小楠之弟子宮川小(9)

源太を出たして、専ら内政之議言上ニ及ひ、敢て戦争之事に

山城淀藩主) (6) 稲葉正邦(老中

秀

(5) 松平(本庄)宗

 $\pm$  $\widehat{\underline{4}}$ 

宍戸璣(長州藩

3

大久保帯刀(目

(7) 横井小楠

門(肥後藩士) か (8) 長谷川仁右衛

藩士)

(9) 下津休也(肥後

及ハす、我輩之出世を待つ云々之伝言あり、肥前は先月

廿六・七日迄は出勢なし、其他之大藩また然りと云

#### 十一日

○会藩林三郎来る、微意を話す、彼頗る解する所あり

○滝川播摩江、小拙弱身に成御用立難く、空く二千石を(\_) (唐)

忝するは誠二本意二あらす、帰府退職之事言上を

頼む、且不平あるにあらす、当節御用途莫太なり、我か

力を計らすして安閑と其職を忝するは、実二恐懼之至

なり、本意上辺江貫徹成す処、深く頼む所也と云

○伯州閣老御糺問之由御書付を見る、頗る御失体成るを

知る、両三輩江愚存を云、且別ニ記せしものあり

十二日 登城、 為替金受取

十三日 登城、 無異、用兵寛急之利害を小記し、御側室賀

作州江示す ○紀州之船は実次郎江頼ミ、留守宅江一封を寄す

十四日

付) 滝川具挙(大目

御用取次 (2)室賀正容(御側

○会津家江一封を寄す、我か御暇之事を願ふ

○広沢富次郎来る、我か内情をいつて、退職之事会侯より言③

上を頼む

○清三郎来る

○久留米侯より氷製器到来、即刻会侯江呈す、聞く、当月(4)

三日、長人豊前内裡之地を攻撃し焼払ふ、小倉勢敗走、

且諸家之渡船七、 八十艘奪取らると云、是久留米侯之近臣

使之者目撃せし処の話也

○薩州より幕府江呈せし趣意書を以て 差出せし由、会家にて大心配なりと聞く、或は聞、 御所江

是

幕府江差出置たりし、 強而御返却二及ひし故也と、我此事に

さるを知る 〇此夜、室賀作州江行く、作州は年

附て言上頻なりしに、終二狎邪之妨を得て、其意達せ

若なれとも頗る人物、 尤可賞可頼也

或は聞く、伯州之事、 初め唐津芸地にてハ所置宜敷に

出たりしに、宍戸某召捕之事、「橋・会両公より頻ニ督責

(5) 松平容保 (4) 有馬慶頼 藩公用方)

(3) 広沢安任(会津

(7) 一橋慶喜

長州藩士) (6) 宍戸備後助(璣

せられ、且小邪之小臣是ニ結て忠諫容れされす、終ニ爰

に及ひ、芸人之望は勿論、長人大二憤り、死を決して

一致二及ひたりしかは、唐閣殆十計尽果たりしに、

伯州外国之事にて此地に到れしを談らひ、己か任ニ替らし

め、且芸地之人気、宍戸之転末等、寛解に秘談ありし

を以て、伯州追々其轍を以て、所置今日二及ひたるなりと、

然るに愚懵と狎邪之輩、国家之乱を好む之余り、悉く

其罪にあらさる罪を以て伯州ニ帰し、終に今日ニ及ひし

なり、唐閣は己之非を掩ふて小倉江到り、邪佞に

迷ひて国家を誤る、嗚呼可歎哉、これ等作州之密

話なり

7

憂深き者は、其見厚く遠けれハ也、危急を不察、一日十五日 滝村小太郎来る

(2) 勘定方

に苟且安佚するは、僥倖を頼ミて無識なれは也、今天下廻

らす、一時も忽にすへからさるものあれ共、漠として講せす、乱

(1) 小笠原長行

云、諸官之驚く所也 四百人上京すと 船二艘、兵卒三・ 薩州之蒸気

十七日

登

城

大君御危篤之御容体を聞く、

聢不可信

四分五裂之勢成る、豈此輩と共二悠々たらむ

三諫て身退く、時勢を詳にし、動くへきに動き、退く

へきに退く、我力此大破を救ふ不能、力足らさるにあらす、

臂を引き機を忌み、

務て我を退けむとす、一日は一日

より甚敷、 憤懣日に盛にして、 胸間日夜二逼る

窃二聞く、 大君御不例亦甚敷と、殊二可歎、皇天之

(3) 徳川家茂

憐を垂るゝ不速ことを、たま/~有志輩あるも、猜忌を憚

り口を開かす、是其見小にして大小軽重之分別たち かたきか故なり、狎邪は時勢を不察、末枝をとつ頗る

翶翔す、何そ其愚邪之多くして賢達之少き哉

十六日 大江丸四国より帰坂と云 〇御側赤松、江戸江急御用(4)

此日、一橋公御下坂 ○芸地より永井主水帰坂、生悠々不断、

帰る、 不可頼 聞く、諸家之兵、唐閣之命を不報、長地にて御米卿 ○小倉より監察小笠原某下坂、 唐津臣長谷川氏

(4) 赤松範忠(側衆)

(5) 永井尚志(大目

付

六千俵引揚、并庄内・越前其他之廻米を止めて下坂を不免、

大二困迫すと云 〇営中空議

## 十八日 登 城

窃ニ聞く、小倉にて内破之徴あり、唐閣之臣尾崎嘉右衛門

事を専らにし、監察平山健と腹を等敷し、私を掩ひ諸

卒を怒らしめ、己れ衆に抽て事を執らむとすれ共、皆不服、

閣老は知れ共払不能歟、又不知歟、小倉之衆も又感せさる

者多しと、誠二悲歎之時也、嗚呼小人之天下を誤る、古より

- 終こしかり、況哉今目撃するに於ておや、臣百方建言すれ

とも終に聞かれす、恨を呑て一日を過く、退職之事ニ及へ

とも、また不断、

殊に痛へきは、

君上いまた御快方之事なし、幕府人物なき如此、

豊宜く

百年之公評を遁れむ哉

## 十九日 登 城

今朝、内変殊二切迫、憤懣二堪へさるものあり、呈建白云、

郎 目付) 平山敬忠(謙次

○当今御国勢甚切迫仕、此上大災到来候ハヽ、御挽

廻之機如何共不可成、四分五裂之形顕然と相固

可申候、御国内之事は一時も被差置難く、御重事

若哉一朝侯伯一統仕、御所置之不可ヲ申出候ハ、如何

之御詞ヲ以而是を御弁解被遊候哉、必らす御遠大

之御大策は被為建候御義と万々奉存候へ共、小臣日

夜悲歎ニ不堪、不顧恐肺肝ヲ不包奉申上候、

結兵より既二一敗而已、敢而士者吐気候程に御手

盛二、おのつから自敗之形相見申候、今御軍艦も両三隻立不申、此故二内部紛々悉く惰気二陥、猜忌益

は運動も仕居候由、願ハくは小臣江乗組被の仲付候ハヽ、

右御艦ヲ以て彼か要所ヲ攻撃可仕候、就中歩兵

隊は殊ニ御用立候趣、内地よりは二・三隊ヲ以て厳敷相揃

御打入、

一勝之御算相立候上、天下之人情且侯伯

之異見等以御平心被為聞、寬猛御至当之御所

置ヲ以て被為渉取候ハ、、四・五十日ヲ不出して西国之

紛擾は御鎮撫可相成歟、尤惣督被為命居候御

事故、当御地より彼是御所置は難被遊候義とハ

存候へ共、内地之人気且不可言之形勢も御座候

間、猶又小倉表江副督之御方御下り御座候共、

敢而御失体とは不奉存候、臣愚僻身分を

不顧申上候は恐入候へ共、痛苦ニ不堪奉申上候、以上

寅七月十九日

是我か第三等之説なり

大君御容体以て之外と聞く

廿日登城

君上御重事、殿中謹然、敢て議なし一書を呈す、云

小臣窃二悲歎仕候御事御座候、当今結兵終ニ御勝利

君上之御為ニ愛憐ヲ降さゝる時は、誠ニ不可言之形勢と相変を不聞、然るに悠々時日ヲ消シ、終国難を来し成候折柄、天我

駿河沼津藩主)

(1) 徳川茂承(紀州 督)

可申候、若哉 君上御病床御重事二被為渡候ハ、、万緒

先御後見之御事故、速二 一橋様江悉く御任せ被遊、暫天下

之変動ヲ御覧被遊候御儀と奉存候、然る上 君上は小倉

表ニ停泊仕居候御軍艦ヲ以て江戸江還御相成候御義と奉存候

当地は、天下之変ニ因ては何分如何可相成哉、実ニ難計

場所と奉存候間、篤く御熟考被遊、御果決尤御急務と

乍恐奉存候、若陸路 還御二相成候ハ、、天下之人心当

節薄氷ヲ踏候折柄、如何様之混乱相促可申哉難計、深

掛念仕候、存附候所、極御内々入御聞置候、以上

七月廿日

猶其大趣意之有る所、以口上反覆言上、終ニ不被聞

御継統一途ニ決す、故ニ国事は御擲捨之形、必らす災ヲ起さむ

廿二日休

廿日日

登城、

空儀而已

聞く、本日 一橋様御下坂、大御番組并歩兵、芸州

## 并小倉江被遣と云、嗚呼何事そ人気益不奮

### 廿三日 登城

聞く、当十三日石見長人之襲ふあり、味方攻せす、同敷

十五・十六日之両日攻襲せられて大敗走、浜田城下ニ逼

らると云

一橋様御上京、伊賀殿同断

松山藩安東収蔵来る、聞く、四国辺諸家の出勢未タ

不出、松山は大島敗走之後、国財不続、殊ニ長之攻襲

を恐ると 〇監察話ニ云、小倉にて唐閣困迫、然る(に欠力)

言を寄せて云、軽挙盲動せす後大挙之意也

と、監察輩是を笑ふ

一橋公并関白家建白あり、風聞喋々たりと京地薩之人数多勢上京、大久保一蔵、

○御側室氏か言ニ云、明日帰東、当今之

御継統之御使なりと、夜二入、一書をよす、大意二云、天下

摩藩側役)

(3) 室賀正容

之重事は権謀術数之能くする所ニあらす、 願ハくは一箇

之誠字を以て所せられむにはしかしと云

当地之決議、 御大統之事は、

橋公、御養君ニは田安殿之御子亀丸殿可然と其 (4)

云議なりと、 義邦今世之人気を見る二、蕭牆

不断にして人物なし、加之ニ猜忌あり、 私営あり、下民

達

頼子息 のち徳川家

(5) 田安亀之助(慶

家前当主)

(4) 田安慶頼(田安

困迫し上下費弊す、災近きあらむ歟不可知、 誠二危急

存亡之秋なり、然るに愚か如きは一事も採られす、忌嫉歟

偏執歟、大厦之傾一木之支ゆる所にあらす、見聞之及ふ

処一も悲歎を増さゝることなし

廿四日 登城 此夜山本角馬会公之使として来る、拙引止らる、

早朝、 室賀氏より使、 来るへき由申越す、即刻行く、内事を

談す

美濃守殿江、

四分五裂遁るへからす、かく悠々御決議なき

時は終二如何、小臣悲歎二堪へす、是を見るに忍ひす、

願

(6) 山本覚馬(会津

山城淀藩主) (7) 稲葉正邦(老中 下藩士 佐久間象山門

ハくは全禄を致して田舎ニ死せむ、一戦を懇願すれとも

嫉忌甚敷旁議ニ妨けらるゝ歟、或は小臣御疑有る歟、

悉く御擲捨、また事情を言上すれは其間なし、

·) 然るに悠々消長日は、如何そ本意ニあらむ哉云々

□宮之御見実ニ可驚**、** 和記 和見実ニ可驚**、** 

大君江之御書中、御仁徳を以て万民御撫育在るこそ御

親子内親王

のち静

(1) 徳川家茂正室

職掌之御当然云々之御事ありと云、是窃こ某ニ聞ける

所、更二虚言ニあらす、某感涙して小臣ニ密話す

#### 廿五日

本多修理・青山小三郎来る、会公より春嶽上京之事頼ミ越す(2)

趣言上、異見内談

聞く、江戸にて払郎西人幕府を助けむとし、しは~~逢接ありと、

長崎にて五代才助其両三人払人ニ逢ふ、云、今英之長を助くる(4)

もの、其求むる所急なれハ也、薩之長を蔭助するは大道に

於て違へり、如何之心得にやと、言塞ると云、今哉内属相喰

(3)越前藩士

(4) 五代友厚(薩摩

藩士)

て餓虎喝狼之遺肉を余す、そも~~何之識そ、また何

等之拙策そ

○石見浜田之城主は雲州江退去す、雲州・因州之諸勢皆

(5) 松平武聡(石見

国江引返し、境を守て攻襲を防禦せむとす、彼か兵は寡

少にして皆散兵、終に大敗走、一国支ゆる者なしと

○水戸人所謂竹田・大場之徒、漸く起り、いまた形に顕れすといへ(6)(~)

とも根深く覆故を計る、籏本之衆茲ニ同意多し、

三年前志を得たる朝比奈 之徒大ニ恐る、近日暗

殺之事計りかたしと云

○奥州御領之一揆盛なりと云

窃二聞く、御征長之前、肥前より因・備・浜田・津和野江使者を

通し、出勢無用之談ありと、因・備は半信半疑、浜田は不同意

なりしか、終二今日二及へりと云

○江戸より来状、云、奥州伊達郡飯田山辺より百姓一揆蜂起、御(ギ)

代官所不残破却、夫より追々桑折・瀬ノ上・福島辺所々

(水戸藩もと執政)(8)朝比奈弥太郎

浜田藩主) (6) 武田耕雲斎(水戸藩もと執政 元治戸藩もと執政 元治 戸藩もと執政 元治 戸藩もと執政 元治

破却、 二本松・三春・相馬・福島・仙台、 右鎮撫被 仰付由、

奥羽は季候寒冷、当年は必らす不作之見込、 人心甚

恐ると云

山本角馬・滝村小太郎来る、一勝之戦を議す

廿六日 休 岩田半太郎、大甲丸にて小倉江出帆すと云(1)

紀藩三輪三太夫来る、聞く、紀家近年 公辺より安(2)

藩付家老

(2)安藤直裕(紀州

(1) 岩田通徳(目付)

藤江御家之事取るへき旨被仰出ありしより、狎邪小人抜

扈、 安藤、石見に紀公之御名代として兵三千を率て出たりしに、 有志之輩悉く擯斥せられ、頗る泰平なりしか、此節

大敗軍、 古井二汲落たりし響、炮声ニー〔敗走ニ及ひしに因と云実は夜中、山上に陣せしに [類せしを聞誤り、大陣

御家之議両派ニ分れ紛々たらんとすと云

嗚呼、去ル子年以来、太田道酸・諏訪因州・松前豆州(3) (4) (5)

御所置を主張し、士民を殺戮し、 酒井飛州之徒、御国家之大政を不察、漫ニ旧弊小節之 無能無職を挙け、

言路を塞きたりしに、其弊忽ち三家二及ひ、今日にして

老中 (3) 太田資始(もと

主老中 (4) 諏訪忠誠(もと 信濃高島藩

遠江掛川藩前

藩主

は勢如何とも不可廻、 然るに猶旧弊無識を退けす、 口才を

巧にして一日を固くするものはいかむそや

若年寄

越前敦賀藩

(7) 大関増裕(海軍 下野黒羽藩

(6) 酒井忠毗(もと

松前藩主)

(5) 松前崇広(もと

廿七日 江戸江出状并大関江一封を寄す

備前藩花房乕太郎来る(8)

廿八日 登城

廿九日 登 城 建白二云

臣愚恐懼不堪悲歎奉申上候

不成、反て紛擾と相変可申候、此間私心相狭、公平(味力) 大凡天下之重事は、闔国之人心折合不申候ては、終ニ

至当相欠候ては、上

天朝・幕府之御命令ニ御座候共、被行難き所御座候

是あからさま二御拒不申上候共、人心徹底不致候所より

終二乱根を相固申候、 今日之御急務

上様御病床重事之折柄、 万緒之御任

橋様江御任せ被遊、一と先 還御之御沙汰二御決

> 主 奉 行 (8) 花房義質(備前

二十日死去、八月二 (9) 徳川家茂(七月

十日まで喪を秘す)

定相成候哉ニも薄々奉承知候、然るに

一橋容易此御大任御引受不被遊候は、乍恐御尤千

万と奉存候、何分是迄

一橋様御補佐之御助力も貫徹不仕、且関東にては

当御地之情実も不相分候処より、此間浮説も紛々

承候儀も有之候、是諸有司、御邦内且為御家に小

忠あるか如く二候へ共、其実は邦家二可尽

御職掌之大忠ニ不附心、旧弊ニ相泥、天下御変通之

御所置ニ於て未タ了解不仕候故哉と奉存候、此際に

立到り候ては、御邦内は申まても無之、御家臣之面

一致、一片之誠心を以てひたすら

御承引も有御座間敷、且は各々一致奉御命令

橋様御委任被遊候様奉懇願不申候ては、

決而

御儀と奉存候、附ては「京師江御懇願之御筋等不申候ては、邦家之御万解は乍恐万々無御覚束

は尤御急務と奉存候へ共、猶又関東

大奥之御深意諸有司之赤心篤と被遊御聞届、

内外上下一致之所を以て、一同懇願仕候御儀ニ相歩ヒ

候ハ、如何哉と 乍恐一時以御威光御押江被遊、奉存候、

朝威御示遊され候とも、 其実御誠実相欠

候ては、終二紛擾之基と相成、 将タ

合も可有御座哉と奉存候、小臣御内々御決定をも 橋様二於ても御充分之御指揮遊され難き御場

不奉存、漫二犯機忌奉申上は、 其罪難計候へ共

不堪黙止、窃二微衷奉申上候、

寅七月廿九日

晦日

登

城

橋府其説を容られ、 青山小三郎来る、聞く、去ル廿七日嶽公上京、 甚都合宜敷かりしか、廿八日

より終二又反し、唯路旁之看を以て被為対、

(2) 一橋慶喜 (1) 松平春嶽(越前

嶽公憤懣二堪へす、安危を徳川氏と共二する

歟、一度押而帰国し後来を見る歟之二途決心、

譴責も厭ハさるの旨趣なり、当地家臣今より登

京すと聞く、 京地不穏、長人も潜伏せり、必

らす一乱を生すへき形勢なりと聞く

芸地は四十八坂を越へ、宮島辺長人充つ、勢

尤盛なりと云

稲葉閣老江吠虚私言を記して呈す

#### 八月朔日

此日 上様御重症、万一之節は

一橋樣御相続、且至急二付、長坊江御出陣之趣被

仰出

<u>\_</u> 日

三日 此日より風邪引

一橋殿江御供之向々悉く銃隊ニ組立被仰出、并銃手

山城淀藩主) 稲葉正邦(老中

## 之外無用之者召連申間敷旨

五四日日 近日御番方其他合併銃練之制被 仰付、 人心

六日

蕩々、

聞く、江戸にても御軍制掛出来、

悉く小筒組二割入之風説あり

七日

八日 此夜暁より嵐 紀藩津田監物来訪、 征長

九日 之説大低同意、其国中大改革可被行候旨

内話、且同藩岸加一郎上京二付、 川勝美作江

へからさるの勢ありと、監物笑話す、又聞く、先日 封遣す、聞く、小拙之事悪評紛々、

紀州公より、 小拙を以て芸地江出張歟或は同家

御拝借被成度旨、 去ル上官江御願之所、 御答二云く、

あらは、 其義尤可然なり、 往々為中納言殿如何之御事可生哉難計 しかれ共彼か如きを以て御採用

藩士)

(2) 津田正臣(紀州

(3) 川勝広運(大目

付

藩主 (4) 徳川茂承(紀州 征長先鋒総

といふを以て故障せり、故に我か家藩二於ても子か

旅宿江立入を嫌らふ甚敷機忌あり、誠二小人

之情体可恐なりと密話す

長人は当節くバ迄退けたり、宮島にも足を

止めす、然れ共備後尾之道江出つる者在り、歎息

之事共多しと、井伊・榊原も当節尤憤烈せ

りと云

九日

戸川伊豆来る、聞く、 還御は 大葬御発之上

海路と決せり、然れ共の橋公十日当地御着、十二日

御発駕、其後御布告之旨御内命ありと云、其

儀心得居可申由、伊賀殿之命を伝ふ (2)

橋公は尤御憤発、是非征長御成功之御見込

明ニ長州江御告、御解兵可然、其上御継統ニ到而なり、春嶽より建白あり、其略は当節之御事

任) 戸川安愛(七月

備中松山藩主)

は、 自他之無差別、

天朝之御定二可任云々なりと

窃聞く、 当地之上納金既三十万、御在合三・四十万、

又本願寺より五十万を納す、 此中四十万を以て

橋府江献し、 残は其他之御所置ニ充らると云

十日

紀藩薗田彦太郎・山本右左輔来る、 明日国江

帰ると云、同人輩専ら此機会に乗し、

国政改

革海軍興起之趣意なりと云

十一日

松本良順来る

不好、 肥後藩宮川小源太来る、 幕府之基本立たさる時は、 聞く、 国論同属相喰を 皇国為二蹂躙

之不可を言上せむとす、将タ小倉之兵は悉く引揚、 せむ、 三・四ヶ国申合、 共々皇国之御為を以て、 征長其他

3

西洋医学所頭

(4) 横井小楠門下

敢而無名之御示令二応せさるへしと、柳川家殊二憤発、

専ら此説を以て唐津江云、然るに容れす、紛々たる

拙議而已、 肥前も云、当今一国を守るへからす、共二与

に国家之安危を以て進退せむ、是迄独任せしは

尤誤れり、衆議を以て国家の不可言上せむと云と

戸川伊豆来る、聞く、先月廿七日長人小倉を襲ふ、細

川家と一戦、死傷多し、細川家江討所廿七首級、 御軍艦

は下ノ関江向て放発せしに、此所頗る無人、小倉より引返

す者あり、其内回天丸は長崎江引退く、富士丸は猶

放発せり、其内小倉之長人引退きたりと云、其後廿九日

頃にや、肥後之兵引退く、続きて諸家之兵もまた去る、

唐閣は如何之御所置にや、 小倉を捨て富士江乗り

長崎江去れりと、当月四日長崎江御用向にて行きたり し村越三十郎蘭船江便して昨昼帰坂、つふさに其

転末言上、且唐閣よりも建白あり、大意は、不肖とても

子 中 (2) 目付介 肥前唐津藩世

(1) 小笠原長行(老

訛伝也

云々の意なりと、是を以て昨夕板倉閣老単身 始終之所置無覚束、 孰人か代りて其御所置を仰く

上京、 橋公江言上之積なりと

又、宮川二聞く、先月廿九日、長人伊予松山江使を立て云、

松山を襲ふ、放火一時計り也と

先日以来之返報可致也と、

同日小蒸気に駕して

酒井十之丞来る、聞く、京地にて当月初、公家衆

惣御参代、時に親町三条家衆 席を進て云、天下之(4)(正殿力) (天)

大事は微臣之伺知る所にあらす、窃二聞く、

大樹公も不測之御事あり、且諸侯進ます、此機会は

先御解兵然るへき歟、其上諸侯を会し、 衆議一定

之上、正大之御所置あらは如何と、殿下より一同更二答ふる

者なし、独り 山階宮、 其申所頗るいわれあり、

に解兵は殊に不過なり、 宜敷 大樹公之御変を以て

明白に御達しあり、蒙動を止められ可然歟と、

此日は此

(3)越前藩士 (4) 正親町三条実

(5) 二条斉敬(関白)

(6) 晃親王(国事御

用掛

議にして止む

一昨日歟、 山階宮 一橋様江御参殿御出之事被仰

遣れしに其御事難叶、 禁中にて 拝謁可仕旨御答

あり、故二 山階宮も御参殿、頻に御前説御話ありし

に、 橋公唯今解兵は難叶、先彼か足長二出候を

討て、其国内江押込、其後寛大之御所置は、某か

懇願可侍心底なりと御答ありしと云、其後禁営

御簾を揚られ親しく御言葉ありて後、征討成功

可致旨なりしと、其跡公家衆議ニ可及命旨なりしか、

衆皆三条殿ニ向て、過日之御議如何、 今日猶御議

あるへき旨なりしに、三条殿答て、

叡旨既二如斯、

臣豈其後二議する所ならむ哉と御答

にて、 終二其議なしと

春嶽殿過日已来之議 橋公并老中江申建られ

し所、 暗に此 山階宮 正親町三条家之説と符

(1) 正親町三条実

十二日

紀藩岩橋鐵輔来る、同人弟舒輔 聞く、当五日六日七日は長州

より芸地江兵を出たし、大二襲攻せり、 格別敗

走もなき哉知るへからす、八日嵐に乗して井伊・榊原両

家を襲ふ、両家敗走

十三日 伴鉄太郎、大津より引帰せし由にて来る(2)

会津藩広沢江一書并詩作を送る

轍輔云、紀殿之

上言は、其大意紀公は芸地二て死を決せり、

橋公は御動座然るへからす、京地にて御決心可然云々也

○会藩は皆云、九州口破られたり、芸地よりは小倉表江

橋公之御動座なき時は大事ニ可及と、懇々として此議

を主張す、或は聞く、若州雲伯之地方江長之蒸気

出没す、又風説ニは丹後田辺は既ニ攻られたりと云、 其信疑

計るへからす

(2) 軍艦頭取

(3) 広沢安任(会津

235

藩公用方)

十四日

唐閣長崎より富士艦にて兵庫江着、 直二上

京ありしと、 嗚呼唐津狎邪之小人、塚原・木下・小野・肥田(1) (3) (4) · 平⑤ 山

其臣尾崎輩を信用して終ニ邦内之一大事を来たし、

小倉を追れ長崎江遁れ、また再上京して何等之言

をいふや、此人之御所置にて大私公平之御政見るに足

るへし、恐らくいまた至正に出へからす、殿下并

中川宮・会津・桑名家規模狭小にして、又加之(6)(8)

橋公之御附原・梅田之輩私念盛なり、賢を妬し(g)(g))(g))

能を憎ミて、敢て此際直言する者なし、微臣懇々

切々として上言数章二及へとも、反て是か為二嫌忌

知らるへき也

せられ路旁二擲たる、

其後御所置あらかしめ

或は聞く、当五・六・七日頃にや、小倉城攻襲せられて、終ニ

彼か有と成れり、

何事と、小倉主拾五万石を領して

所司代 伊勢桑名藩 守護職 会津藩主) (8) 松平定敬(京都 (7) 松平容保(京都

御用掛)

(6) 朝彦親王(国事 (5) 平山敬忠(目付) 艦頭取)

定吟味役)

(4) 肥田浜五郎(軍

(3) 小野友五郎(勘 付兼軍艦奉行 (2) 木下利義(大目

(9) 原市之進(一橋

(10) 梅沢孫太郎(同

右か

236

(1) 塚原昌義(大目

防くこと不能、恐々として如斯ならは、 豈能く諸侯と

いわむや、当今若戦勝者あらハ、必らす厳譴を蒙らむ

こと必せり、 邦家之侯伯悉く弐百三百之賤卒之為に蹂

躙せられさるは殆と稀なり

〇此夜、京都滝川播磨・川勝美作より

一橋様并伊賀守殿小拙江被 仰付、至急之御用向有之

候間、不快二候とも押而上京可致旨御用状到来、

出立す、但戸川伊豆江右之趣相通置く

一橋様・賀州共殿下江御出二付、

出館二不及旨被命有之

十五日 〇此日

淀堤崩れいまた出水故、船止まり居候を以て、 陸路

上京、夕刻着、伊賀守殿・川勝・滝川・大久保江届手

紙遣し置、 御沙汰次第出館之積り

十六日

会津家江昨夜着之趣、 且此度為御用上京之件々申遣す

一橋殿江参館、夜二入御逢、長防江御内密御使之事

13

12

川勝広運(大目

11

滝川具挙(大目

備中松山藩主) 板倉勝静(老中

都町奉行) (14) 大久保忠恕(京

御沙汰有之、当節議論紛々、 此日

朝廷江被 仰上之御事有之、忽ち御決定

# 十七日

参館、 御使二付心得之簾御伺、 即以 御直筆ヲ以而

御聞済、 書付御下ケ、同夜下阪 書付下書別二有之

#### 十八日

大坂着 美濃守殿江趣旨并御沙汰之事言上

此日聞く、江戸より鉄船昨日着之趣、同船にて芸地江参る

へき由御沙汰

十九日 登城

上様御大切之事被仰出 同夜兵庫江下たる

廿日 鉄船江乗組出帆 大江丸乗組江肴料す士官江五両(マご)火焚・水夫江八両 監察織田氏同船 鉄船江同断同断

○広島着、紀伊殿・出羽守殿江参上、愚説皆聞かる「御船用達中屋新助方江一泊

廿日

駿河沼津藩主)

藩主

(3) 水野忠誠(老中 (2) 徳川茂承(紀州 (1) 織田信重(目付) 征長先鋒総

○芸州御家老野村帯刀・辻将曹帯刀は上阪之由(4)

用達寺尾清十郎・上田音次郎是等機密尽力する者

州藩士)

(5) 植田乙次郎(芸 (4) 辻維岳

芸藩沢英左衛門・中村熊蔵来る

当地之兵卒委靡して振ハす、議者多くして悠々日を消

すの勢あり、 小吏此際猶旧轍を以て万事遅回す

廿二日

当地之家老辻将曹江一書差遣す、用達面談いたし度趣

申遣之所、午後植田乙次郎来訪、長人江達し之儀相談云、

芸州侯より小拙来り面会御趣旨可達趣一応長州江申(6)

達、其上彼来る歟或は我行く歟之事ニ可及、岩国は万事

宗家江聞かさる上ならては決答なし、しかす、徒に山口二一書

申遣し、其上は返答次第進退良成るへしと云、此議二任す

○沢英より侍壱人遣す

○近藤熊吉来る、船中江肴遣す☆芸江八両

世三日

(6) 浅野茂長

辻将曹江岩国之使督責之事頼遣ス、答二云、既二昨夕

一書差立、猶今暁使節同所迄遣候間、 右之答次第小拙出

張二可及旨委細申達せりと云

○明石藩松村勇蔵来る

本日 上様御太切之事、 表向御達有之は廿日より停止之旨被 仰出表の御達有之月代は追而御沙汰、普請・鳴物

織田氏来訪、 明日帰坂之事相話す、 川勝・滝川江当地并

山口江之通達、当太夫殊ニ尽力之旨申遣す

○夜二入、辻将曹太守之使として来訪、猶当今之情実

是迄長人之戦争は、 内話有之、小拙出張は明日迄見合可然旨申聞 官軍向ふ処ニあらされは敵対せす、

且.

境界江出勢之時は、必らす当家江其事を以て告け、敢而猥ニ

乱妨之事なし云々之内話あり

#### 廿四日

岩橋轍輔来る、聞く、津田監物京師にて殿下江周旋し、(3) (4)

(2) 紀州藩士

芸州藩主) (1) 浅野茂長(長訓

紀伊殿江節刀賜ハるへき義を願ひ、或は

一橋様御出陣之事を以て頻二御催申上たりしか、 此事当地江

聞へ、呼下之命あり、然るに其事ニ到らす、諸方聞合而已にて

周旋之事は固く止められたりと云、当地之諸藩内情

致せす、委靡して休兵之事而已希ふと云

明石家之留守居松村勇蔵来る、同家も困迫更ニ甚敷、引兵士

去之事を希ふ而已也と

辻より書通有之、多分今夕は岩国迄之使帰り可申云々

廿五日 広島より宮島江渡海

昨 岩国江使せし者帰島、云、岩国人何分山口より之返答

有之上出張之事希ふこと切なり、何分国家之大事、岩国一己之所

存を以て接対せし後、軽輩暴挙之事あらは、宗藩江対

し申訳なく、且天下之批判如何共為すへからす云々

達十郎右衛門江出張之大意申遣す、且口上を示して云、此度衆議 此夜再ひ植田生ヲ以て岩国江遣す、小拙より内家之用人安 (๑)

(3) 津田正臣(紀州

(4) 二条斉敬(関白)

(6) 周防岩国藩士 (5) 植田乙次郎

御採用御所置二及ハむとす、我奉命して其旨趣を達す、

別二他事ニ渉るにあらす、且其国民頑強、我ニ対して盲動

し放発或は暗殺之事あるも決而厭ふ所ニあらす、我是等

を以て其国論と為さす、其他旅宿道路之手当等に到

ては、無礼あるか如きは、いさゝか我か意とせさる所、戦闘使節

之礼を以て扱ハむも我か恐るゝ所にあらす、其望む所、国論

誠意を以て包含なく決答を聞かん而已、従来使節之往

来芸人之手を借るゆへに、我か示意達せす、其国之

趣旨も貫徹せさるものある歟、此ゆへに我か独歩直二其

国内に到り、眼前論談ニ及ハヽ、彼此之意貫きて通せ

さる患なく、錯誤之恐なからむ歟と云々

#### 廿六日

宮島之地勢を見る、長州之間牒此地ニ在るを察す、また

軽輩負銃して廿卅人宛渡海し彼是往来、其形象

を見る、傑然たる殺気あり、我を見れは銃を手にし頗

る我か挙動を伺ふ、我平心を以て敢て拒ます、また

恐る」の意なし、彼もまたあへてミたりに手をくたさす

# 廿七日

此夜植田生帰島、 聞く、岩国にて我か押て出張を恐れ、

海浜着之節乗船せし哉と疑ひ、 植田生か上陸を免さす、

彼是問答半日を過きたり、是此国旧来宗藩江対し

之挙二於ては、軽忽あらは失策手を措く所をなきを

周旋之事悉く失機而已成りしゆへ、深く懲る所あり、

且今度

恐れ、百方して山口之答を待たしめむとするに因る、

其後役々出張、 植田二此趣旨を申訳すと、此日また山口(※)

迄ニ両三輩機密之臣出張之旨申越、其応対すへき より去ル廿二日通したり書状之返答岩国江到来、当晦日

の場所を談す、 植田生決て周防今津之地可然と云、 彼

また承伏、 直二帰島、 且便二属して山口家老より因備

并浜田江送くる書状を持参す、其書状写各一通芸

243

州江為心得送くるものあり、内見、

各一通を写さしめ、并応対晦日ニ取極之事共、其情

実を以て、川勝・滝川・織田氏江出状、云

扨、過日市蔵殿御帰坂之砌申上候通、追々手順も相立候ニ付、

1

織田市蔵(目付)

(2) 廿六日厳島迄出張、即夜鯨船にて岩国表江可罷越旨

芸藩士を以て申遣候所、岩国にては従来之周旋悉く行違、

今又宗家之大事を以て私ニ取計候事難出来趣にて、大ニ困

由、然共其意中相距候気味は無之、唯々宗家を憚、万事却、何分山口江申遣候返答相待出張いたし呉候様頻ニ申聞候

其指令二応候まて二候趣ゆへ、とても果々敷は談判整申間由、然共其意中相距候気味は無之、唯々宗家を憚、万事

書状返答到来、弥晦日迄二(去ル廿一日芸藩より出状、廿二日敷と心痛仕候所、廿七日山口江芸藩人より私出張之事相通候

岩国着、廿三日急飛にて山口着、右返書廿五日同所着立)

機密二関候者岩国江出張面談可致旨二御座候、依之私義

使之者江相附、長藩士より因・備・浜田江相送候書状届方相同日周防今津迄出張可致と、使之者約束仕候、且差遣候

(2) 植田乙次郎

頼候由にて持参、宮島江廿七日深夜帰参候、 且右書状写

通宛長人より芸州へも送候事故、 内々一見、大急にて

為写候間、 御心得迄二御送り申上候

厳島より差遣候使之者相話候は、 吉川家私門生之内当節

用人機密ニ預り候者も有之、右之内話にては、 此度宗家より

出張之者共是迄之転末厳敷私江申談候心得之由故、 内々

是等は尤可然事哉と奉存候、

彼か

其心得にて出張可致と申聞候、

事不能候所より紛擾も相生、 心裡且公辺之御旨趣も貫徹不致、 彼此之情実隔絶二及候事 中間二其情を訴ふる

此度は彼も可然輩出張、 是等申談候義と奉存候、 唯々何

故、

様論談申出候共、今度之御趣意明ニ申聞候ハ、、彼も判然

了解可仕歟、何れにも必らす相解候事と奉存候、 其上品ニ

覚悟に御座候

寄候ハ、山口表江罷越、

飽まて正大之御趣意貫徹可為致

此度は国家之一大事、 且加ふる二道路隔候間、 万事

> 門か 3 安達十郎右衛

手間取れ候二は困入申候、乍去今十五・六日も掛り候ハ、相弁

可申哉と奉存候、是迄手順仕候に、 彼是十日程之消日と相成

申候、 此段可然被 仰上置奉願候

# 八月廿八日朝

廿八日 昨夜認し書状大坂江廻し方、広島表永井主水江頼遣ス

此夜吉川家執事大草終吉より植田生江来状、云、

就而被仰聞候房州公御引受場所二付、敝邑今津港二決定之

段、 今田彦馬より御返答申上候て、其分御承知被成御引取相成候所、

其後薄暮頃山口より急報到着仕候ニ付ては、 前件之一条甚

宗藩応接間、 以て敝邑政府之独断不都合之至ニ御座候、 岩国着之義は彦馬より申上候通相違も無 其旨は、 来ル晦日

御座候所、 御引受場所柄之所、 防長内にては人気へも相障り、

別二不都合之旨も有之候間、 是非共芸州表江罷出候分に

山口論定相成候段申越候、就而は何卒御乗船前ニ右之様

3 周防岩国藩士

勝海舟

2

付

(1) 永井尚志(大目

246

子申上、今夕御答振り畢竟敝邑独断之御挨拶可申

陳相考へ、匆々新湊江罷越候所、最早御解纜後にて小方

沖辺御通行之頃合と土人共申分ニ御座候、幾重も失敬、

何共申訳無御座候、依之態々飛船差出し、書中ヲ以て右御

詫申上度如是御座候、尤宗藩申分にては、芸州表と有之、

御城下迄罷出候様相見候所、是は当藩之御都合も可有之、

既二房州公も厳島迄御出浮被遊候事、旁以て宗藩

申分通ニも参申間敷候へは、被 仰合御場所之義被仰下候ハヽ

如是御座候 大草終吉(花押)仕合奉存候、折柄厳島共可然様ニも奉存候、先は要用

八月廿七日夜

再伸、宗藩人は広沢已下三人、下人共ニ十人位之由ニ御座候、

敝邑よりは宗藩人申合せ、体ニ寄壱人位も同船仕候様ニも

可有之、御場所柄被仰聞候へは、晦日朔日頃より領海出帆之自

定二御座候

長州藩士)

(馨)・長松文輔(幹)堀耕助)・井上聞多畑耕助)・井上聞多

此度之一挙、悉く軽便簡易を用ひ、独歩して彼江出張

せむと云遣すもの再三再四、ゆへに彼躊躇して議遅々する

へし、彼か不用意二出つる時は、主客勢を異二することをこと既二如斯、況哉戦争二於ては先せすんは有るへからす、思ふ

# 廿九日

此日、長州之軽輩弐三十人渡海、厳島を順行す、敢而

乱妨之事なし、然れ共弾装して頗る殺気あり、窃二聞

く、明日彼か執事当所に到つて面談するの約あり、彼

又聞く、我独歩して彼か地方ニ到らは、其賤士等大疑昨年以来に懲りて其伏兵ある哉を窺ひ見る為哉と、

を生し紛擾を起さむ、又此輩数千に示すとも容

易く布告しかたく、若解兵之事を知らは其兵気

挫折し、再ひ憤起せしむるに難きをおもふかゆへに、地

方二到るを恐るゝこと甚切也と云、是等他人より聞く所、真

偽知るへからす

大坂御目付廿六日広島江着す、 御所より被 仰出

大樹公薨御ニ付、暫く休兵、侵掠之地引払可申旨御書付

持参と云

此日北風、岩国江通船を絶す

辻将曹微行して宮島江来る、御書付中毛利興丸江

可達并侵掠之二字御改点之事御惣督江申上、 論説

家老)

(1) 辻維岳(芸州藩

しは/\成れ共、惣督并出羽殿御手限御改之事六ヶ敷、

然る時は長人之尤承伏すへからさる儀なりと云て内談

九月朔日

懇切なり

今朝より長藩を待つに到らす、故二云、 我豈彼を諛

て強而逢対せむ哉、 晦日朔日之約なり、 若到らされ

は空敷一日も過くへからす、先日以来申達儀を以て、

猶狐疑して日を誤つ如きは何事そ、昨年已来彼か

藩主) 駿河沼津藩主) (4) 水野忠誠(老中

(3) 徳川茂承(紀州 藩世子)の長男 (2) 毛利広封(長州

249

出芸必らす永引することしは~~なり、我今一新誠実

之意を以て接対するものは、独り防長二国の為而已

ならむ哉、一日も約を誤つ如き、我決て悠々たること不

能云々を以て岩国江通す、是二引違、長藩渡海

則広沢兵助・春木強四郎・高田春太郎・長松文輔(3)

并芸藩山口江使せし西本清介外壱人同道、(5)

窃二聞く、西本輩山口江使するは、芸地江張出し長藩を

其領地江引取らせる為、応接として行きしもの也、是は御惣

督より之内命にて、芸州一己之意ニあらす、今芸地江出張

せし諸軍、去ル七日之争戦より彼に敵すへからさるを知り、 且

なり、諸藩之委靡して振ハさる、用途に困迫せる、豈なり、諸藩之委靡して振ハさる、用途に困迫せる、豈な 万一一挙して広島を掩ふ時は守るへからさることを恐れて

は其号令一に帰せす、己か侭二奔走して一和せさる等

を考察すれは、少しく志ある者は皆預め其形勢を

察知すれは也、彼も又是を知れとも、隣国之拒ハさるを

の変名 士 (4) 西本正道(芸州 堀耕助)の変名 (3) 長松幹(長州藩 (2) 井上聞多(馨)

(1) 太田市之進(御

(5) 寺川文之允(芸

州藩士)

知て、敢て芸藩と其刃をましへす、然れとも此対談

彼に弁駁せられて終ニ行ハれさりしと聞く

日日

大願寺之書院にて長藩ニ会す

一新之御趣旨演達、 皆承伏、且云、 汝か賤士等境より出さ

しむる勿かれ、或は歎願を口実して出つるなかれ云々

彼云、 一橋公之賢明は元より敬服す、然るに今にして此御趣

旨あるは尤可疑、従来情実之達せさる罪案之被 仰渡

等、

かつて

朝廷より出てしにあらす、又幕府に出てす、

中

間之奸吏彼是に周旋し命を撓て我を強圧せむとす、

故二国民一死を二国と共にし敢て顧ミす、此事情を建言

すること昨已来殊二切なり、然る我か家老を捕られ、二国のになか

存亡ニ係る大事を以て我か倍臣に達せらる、 如斯の事とも

如何そ衆人を服すへけむ哉、二国之存亡は元より期する

皇国内孰人か能く承服せむ哉、 若

処、

橋公早く今日之賢意あらは、事々爰二及ふへからす云々、

又石見・小倉之退去は、既二先ニ御惣督之御内議を以て芸藩

山口に使せしに、終二彼承伏せす、いまた其舌之乾かさるに、

是等を以て事瑣屑二渡るへからさるか為二、小子敢て強

て論説せす、唯邦内古印度之轍二陥り、笑を外人に

蒙むるを厭ふ大意を以て説得す、彼か輩知覚大二

勝れ、殆と事議を解するに破竹の勢なり、窃二思ふ、

我政府之御所置正大高明ニ帰せは、孰人か服せさらむ、

誰人か其指役に応せさらむ、小子か陋学邦内を成るも

彼か云ふ処悉く大節を持し、我か小吏之膏肓ニ当

横行するに足れり、況哉堂々たる政府二於けるをや、

たる、ゆへに一小細事は悉記する不能

昼後高田春太郎来る、先年已来英吉利ニ到り、

帰国暗殺

せられむとし傷を蒙り、後当時二到て始て遁れたり、何分 不文明成るは殆と恥る所なり、云々の話あり、 且示して、当時

大二成す有らんとするの時なり、宜敷尽力して不是を為

すなかれ、恐らく後世の批判をのかれ難たからん云々を示

談す、彼承伏

此夜広島江帰船、 風潮不利

三日

昼後着、出羽殿江参る、御病気危篤、紀公江参上、

永井氏江面会、長州逢接之大略を話す、是出羽殿之

仰を受て也、此船小船を以て川口を下たる夜

四日五日六日七日明石之瀬戸二達せむとして逆風雨、

危険甚敷艫を損す、払暁二見之地方江着

借る、兵庫江着、夜二入る

八日

猶逆風強し、上岸陸行、明石江到り領主之馬を

九日

大坂江漁船を以て到る、夜八ッ時着

十日 淀船にて上京、四ッ時京着、無旅宿、 半田半太郎を訪

> 十四日死去) 駿河沼津藩主 (1) 水野忠誠(老中

らふ、小倉之話あり、云、唐津侯先月末没落之折は

殊二狼惧甚敷、細川家之士を呼出されしに、いまた到らさる(卵)

に先き立、富士艦より迎之来るに逢て、直二引去られ、直に

長崎江出帆、半太郎・平山健次郎を止めて共に行かしめす、(②)(※)

小倉江其退散之転末を達し、荷物を所分し大低取片

付けたる後、豊後肥田江行けり、夫より長崎江赴きしに、

てりと、爰二於て、其始め没落之前微行之議成るを 既二平山生之荷物・家人は西福寺ニ宿し、其到るを待

察せり、然るに其非を掩ふて頻り弁説す、可恥之甚

敷なりと云○大坂江帰りし後は、 当時二遭迎して、

○細川良之助本日京着 非を掩ふ、可歎、 末世の風習 ○横井小楠より七月文通

せし返書到来

十一日 出殿

聞く、 当五日 船之報を聞く御尊骸無御滞品海御着

御直に長州之情実転末言上

なる)

(3) 平山敬忠(八月 (2) 岩田通徳(目付)

二十九日外国奉行と

美(肥後藩主細川慶 (4) 細川(長岡)護

順の弟)

肥後藩士

(5) 思想家

もと

(1) 小笠原長行(老

肥前唐津藩世

子

254

十二日 長州情実之細事を書して呈上

十三日 我か微力にして当節之大任二当るへからさるを述へ、 退

職願書を差上、并薩人出水泉蔵龍動より中原生江(6) (ロンドン)

送りたりし書簡写、 拙評を加へ呈上す

十四日良之助・春嶽公二謁す、 話なし、唯時候之談而已、

是は一昨日伊賀殿之仰二、良之助対話を乞ふ、逢へき

由命あれとも、此日夜二入、殿中多事成るを以て

意中を尽す能ハす、又小人之属目を厭ふを以て

長話せす

十七日

十五日 出殿

十六日 同 以 思召、 金百両御内々恩賜思召てなり、赤松左衛門 是は此程之労を

(8) 赤松範忠(側衆)

藩士三人小楠手簡持参、 武島新三郎 野間七郎・ 十時摂津来訪いたし度由申

聞

十八日

海軍局之小事を記す、并当節情実言上

老

9 筑後柳川藩家

255

(7) 板倉勝静(老中

藩士)の変名

(6) 寺島宗則(薩摩

備中松山藩主

高崎左京・村田巳三郎、柳川藩三人来る、土井藩吉田拙蔵、同(こ)

紀津田監物より使、普賢寺七郎使

窃ニ聞く 山階宮御辞表御差出有之由 (4) 国事

藩士)

(3) 津田正臣(紀州

(4) 晃親王

藩士

(2) 村田氏寿(越前

#### 十九日

仙台藩両人来る、当節召に因て世子上京、内々事情朽木五左衛門・玉蟲左太夫

聞合之為其先に下たれりと云、富田之手紙持参、当年は

奥筋米作大低三分、甚不作也と聞く

#### 廿日

柳川太夫十時摂津来る、聞く、当月初旬 禁中にて

関白殿下・ 中川宮江対し大原三位已下議論あり、終ニ(8)

御前に決せり、大原同意之堂上廿一人云、世上当時に及ひ

しは、禁中事を誤られし人あるに因れりと、殿下云、我

いしませりと、 宮仰に云、我なるや、衆云、乍恐君なりとなるかと、否、殿下而已ならすと、此御座中いまた壱人お

云々、是より後 宮・殿下ともに御辞表を捧け奉れり

台藩士 海舟門下)

(6) 二条斉敬

御用掛) 朝彦親王(国事

(8) 大原重徳

256

藩士

(1) 高崎正風(薩摩

又聞く、 何れの日にや、大原三位を

禁中二召せられ仰する旨あり、 殿下之御出仕を御沙汰

ありしに、殿下此度は御出仕之事断然として動せす、

御譴責を蒙らむ、已下之説行ハれなは、

下説二、此上若

宮・殿下之再御出仕あらは、

大原已下は

宮・ 殿下は御致仕に及ハむと

廿一日 近江国勝村江使を出たして、我か祖先之跡を訪らハせしむ

吉岡より拳銃二挺買入、代価廿六両

世三日

世二日

芸地辻将曹江拳銃一挺、并手紙先月已来之礼申遣、 但

当地之留守居三宅万太夫方江届方頼遣す

昨日、 中里健蔵、 堀石見之手紙持参、従神戸来る、 越前青山

小三郎方江遣す、 是は彼家にて同人雇度由、 神戸警衛之

者某内話有之、金三拾両渡たる由故也

(9) 小笠原長行

武所奉行) (1) 堀親義(もと講

257

廿四日

昨日、肥前人長森伝次郎来る、石炭之事申談す

一昨長鯨船江戸より来る、小栗・塚原乗組、又長崎より定

役妻子江戸江返し候者外国船にて兵庫着

○芸地辻将曹より来翰、云、

鴻便一簡拝呈仕候、冷気日増候所、先以

尊台益御静穆

御震艮可被為在と恭賀之至奉存候、先頃御西下之節は

過分之蒙寵遇、重畳難有仕合奉存候、御帰坂後上国

種々

之世評不絶伝聞仕、何れと許多之御配慮被為在候御義と

奉恐察候、西辺其已来も、芸州口は過日二異ル義も無御座、

小倉辺ハ于今取合事御座候趣、

何分恐入候事二御座候、

偖て

先頃御達ニ相成候暫時兵事見合候様ニとの御書付、使者

差立、隣国江遣申候処、昨十九日帰着、別紙写之通申出、段々

先方にて押合も仕候所、全く書面之筋申立何分ニも預置

呉候様只管申聞、不得止事取帰り、其段委細ニ永井主水呉候様只管申聞、不得止事取帰り、其段委細ニ永井主水

付 ②

(2) 塚原昌義(大目奉行·海軍奉行) 本栗忠順(勘定

(3) 永井尚志(大目

正様江御達仕候、 尚先方之事情使之者ニ承り候所、 此御

書付之義、 素より疾ニ承知仕居、 并二此書付江御添書にて、

背命仕候へは直ニ討入候様ニとの義無之哉と、使之者江

相尋申候由、 素より左様之御添書付ハ出不申候へ共、いかさま上

国辺之風説ニは左様之義も相聞候付、 使者出立前二無

岐度沼津閣老迄相伺候事も候所、左様之義は決て無

御座趣ニ付、其旨相答候所、左様なれは浪華辺にて

消たるにも可有御座と申候由、 此度御書付面にても、先方書

面にも御座候通り、暫時兵事見合との被 仰出にては、真

之一時之御義二可有御座、他邦江踏出居候も決て掠地抔之

又無程御討入ニ相成候義ニ候へは、 筋には無御座、畢竟御討懸り二相成進退仕居候義ニ付、 要所にて踏留、防禦之外ハ

無御座候ニ付、引取候義ハいかにも仕兼、且ハ出先之者共江御書付ヲ

速ニ納得引揚も仕間布、倞地抔と申様なる御様子にては、 以申聞候共、 是迄度々ケ様之御事も齟齬仕義も候ニ付、 中々

> 駿河沼津藩主 (4) 水野忠誠(老中

御氷解実事通徹仕候にも被為在間布抔と、大概別紙

之旨趣ニ当応対中之談話も仕候旨ニ御座候、 使者引受返

答は毛利筑前にて、前後応対は松原音蔵・広沢

兵助等二御座候、 小倉路戦争は、小倉方余程手強相成

候由話等も仕候趣二候へ共、其辺は委悉御承知二可被為在

筆略仕候、先方ニは勝様御帰坂之上、何れと御模様可被為

此御書付は御行違にて御達二相成候義二可有御座歟、

在、

何分御帰坂之上之義を只管相俟居候様子ニ御座候旨ニ使

者江相話候趣二御座候、

彼是比較仕候ても、

御直二御話被為在

渠も御直ニ情実申上候と信服仕候様ニ被存、 表向御達等

に相成候義は兎角疑念解かたく哉と奉存候、 前件は尽

御考合二被為成候義可有御座哉と書加申上候、 尚追々模様 く使之者江何となく席話仕候義二付、

申上候ニ不及候へ共、

申上候義も可有御座候へ共、 使者帰着仕候要旨一応奉申上候

辻将曹

誠恐再拝

九月廿日

(3) 広沢真臣(長州

(2) 松原音三(長州 (1) 長州藩家老

260

#### 別紙

弊国多年之微志一朝湮滅仕候てより、 種々冤枉相連り、

冊を差出哀訴仕候へ共、 下情通する所無御座、 遂二 今日之形勢と相成、

闔国不堪悲歎罷在候、

最前奉勅始末

闕下軽挙之罪を重候様立至、 其後尾州督府国情

御熟知御陣払有之候所、 再ヒ 将軍家御進発と相成、

続而三監察敝国事情一々落意承知被致候も、 却而小笠

原壱岐守殿意外之御達有之哉にて、 殊二前後齟齬之御

所置振二相成、加之名代之者御拘執之次第等、 廉々難得

其意、反覆歎願仕候所始末、委細御承知之通ニ御座候

処、其末不計も南島海孤島江軍勢被差向、数日所々

を炮撃、無辜之婦女老幼を残害シ、遂二上陸、 数村

之民家を放火し、

家財を奪ひ、耕牛を屠り、

を相極、 奈何にも侵掠残暴之振舞、 乍恐

> 5 藩前々藩主 永井尚志(大目 征長総

(4) 徳川慶勝(尾張

付) · 松野孫八郎(目 付)・戸川鉾三郎(目

(6) 小笠原長行(老 肥前唐津藩世

長州藩士) (7) 宍戸備後助(璣

261

勝安房守様

天地覆戴之仁固よりケ様之御事無之は勿論ニ付、弥

以従来之事讒構誣罔之手に出候て、此形勢ニ至候義と承

知仕候故、臣子之分を尽し闕下江罷出、主人冤罪哀訴仕

度相決シ、朝廷江鄙情上表仕置、且道を隣

藩ニ仮り、殊ニ其御表は御出先根拠之事ニ付、其御役々江も書面

差出候へ共、一切御酌取も無之、却而軍勢被差向、既ニ防州小

瀬川口江御侵来相聞候故、無拠及迎戦、就中小倉藩

二於而は従来誣讒之次第も有之、猶小笠原壱岐守殿

九州指揮として御滞在、頻ニ諸軍御督促被致、侵入之期

限相迫候ニ付、是亦進入数度交戦ニ及候所、不図も自

両藩江鄙意演述致候、浜田藩之義は止戦応接も

其居城を被焚、

御引揚二相成候二付、

隣傍筑前

中津

被及候故、素より一点宿怨無之ニ付、速ニ其意ニ任候所、

何故

因備江其次第申述候事ニ而、かゝる争戦之勢ニ相成候では、歟一旦御城郭ヲ被火、実以驚愕之到ニ付、浜田侯并

浜田藩主) 松平武聡(石見

地之利ニ拠り、時之宜ニ従ひ、進退攻守致候は、用兵之常

道、申も疎二有之、仮令進守致居候とても、決而人之土地を

侵略致候心底誓而無之候、然る処此度侵掠地引払候

様御達有之候へ共、退而熟考仕候所、乍恐真ニ

朝廷被為知召候御事ニ御座候へは、定而正邪判然公平

至当之処を以て御沙汰可被 仰出、其上にては侵掠仕ルと否

トは敝国之所置を以 御洞見も被 仰付置事、其上

暫時御見合、数日之後再ヒ御討入と申ス事は了然相見、暫時兵事御見合と御座候へは、唯「将軍家御喪中ヲ以

是全く讒構誣罔之余二出候事疑無御座、是迄士民

骸骨草野ニ暴シ、乍纔も当道之茅塞ヲ相闢キ

懸候へは、此余 闕下ニ罷出、冤罪哀訴仕候期可有

之と希望仕候は、

臣子之至情ニ有之、

若一旦寸歩を

退き再ひ讒構誣罔之手ニ陥り候ては、遂ニ主冤を

雪候時無之、乍恐

天日光明雲霧相開候時無之

事は有御座間敷、其節は正邪曲直判然御照臨之

御事、随而公平至当之御政典御挙行被為在候は

必然之義二付、敝国二於而は幾年を経候ても其時ヲ

奉待候心得二御座候間、何卒前段鄙衷通暢仕

候様被成下度不堪至願、依而御達之儀は尊藩御

預置被下、不悪樣被取計奉頼候、以上

九月

毛利大膳家老中

#### 廿五日

伊賀殿江芸州より申越たる書状并其事情言上、御同人も大に

嗚呼大政に関するにあらす、如此小事何そ策なからむ哉、御当惑之趣御内話、且小拙之愚存如何と、別に御答不申、

当時弊風除かれす又人に乏し、若強て建言せは陽に

服して陰に拒まる、唯此上は 上意の英断に応し

進退せむには然かし、我微力にして内狎邪之拒を防く

こと能ハす、又いまた全く信せられさるを知る

備中松山藩主)

(2) 板倉勝静(老中

藩主)

(1) 毛利敬親(長州

264

○近江江遣せし使帰る、 勝村之農は物部又左衛門と称す由、 途

中まて同行せしに、 其母病老之告あり、 引返せりと云

廿六日 風邪引、鬱々として東帰致仕之念盛也

津田真一・西周助・市川斎宮来る、(4) (5) 皆此地より召され

たるを以て長鯨船にて到ると云、 市川は伝信機御取建

之事二関ると云、聞く、江戸にて英国江伝習十三・四人(6)

程命せられたり、 小拙か忰兼て願置きしか、 其

試にも御達無之、況哉御選抜之事誰人も申者なし

と云、是其上官我を忌憚て如斯、真可怒之甚敷也。

若一朝出勤せは自分入用を以て留学成さしめむ

も豈難からむ哉、実二小吏之情態婦人之如く聊

も公平ならす、況大事ニ於ておや

〇四郎危篤之事江戸より申来る

唐津長鯨丸を以て押て江戸行之事申来る

廿七日

昨大坂より、

会藩中沢帯刀来る

所教授) (5) 市川 兼恭(開成

(4) 西周(開成所教 所教授手伝出役) (3) 津田真道(開成

村敬輔・設楽岩次郎 (6) 川路太郎·中 ·成瀬錠五郎·外山

川森三郎·杉徳次郎 八郎・箕作大六・市 桃三郎・伊東昌之助 捨八·箕作奎吾·林 ·億川一郎·安井真

·岩佐源二

(7) 海舟の次男

(8) 小笠原長行

芸州江送りし長藩之書付二因て、愚存建白を記す、

明日閣老江呈とす 富永

伝習之事申遣す「宝江小鹿」

廿八日

建白情実書川勝美作守江遣し、可然は伊賀殿江差出

方を頼み遣す

三河□之藩谷口誠造、柳川藩竹島来訪、同人

国許江行候趣申聞 〇飯田律郎来る

山本覚馬来る、聞く、薩州にて関門を破し往来縦(③)

、鹿児島にては英人来りし哉、又英より帰国之者

共来る歟、学術伝習諸藩を教導すと云、此節

蒸気船入津にて諸家之雑説紛々、彼兵を率ひて

京師江入る、或は不羈之志あり抔可笑之評あり、然るに

薩藩は異銃武器砂糖を送り、是を鬻きて敢て

意とせす、其意を不察さる者彼是惑説を成すは

甚慚愧すへき也といふ

(3)会津藩士組差図役頭取

付) 川勝広運(大目

266

# 廿九日

保科弾正殿中老樋口弥一郎来る、此人我か「大父之知る人、

廿年を経て逢へり、 嗚呼 大父若如此人ならは何之

嘉永三年没)

(5) 勝小吉(海舟父 寄 上総飯野藩主) (4) 保科正益(若年

恨かあらむ哉

奥平清記之文通安藤脩蔵持参、長之大島郡庄屋

より先日惨酷之事あり、右之返礼として松山城地江攻襲

老

(6) 伊予松山藩家

すへき旨通せりと、故に松山之君子恐慟不少、清記は江戸

に在て痛心に堪へす、云々を頼む由也、諸侯之愚弱成

る大旨此類また歎すへし

三宅万太夫来る、三枝氏之用人歎願書写持参(\*)

< 高崎左京来る、長州我か逢接後彼藩士之評を聞 酒井十之允暇乞、且此後之説あり(三)(※)(※)(※)(※))の帰国願済之由、本多修理越老侯十月限ニ而帰国願済之由、本多修理())

十月朔日

< 晦 < 日 広瀬元恭来る

先日愚存海軍局小事申上候事、 御下知有之、大低

昭(伊予松山藩世子)

(7) 松平(久松) 定

(8) 芸州藩留守居

10 (9) 松平春嶽 越前藩家老

11 越前藩士

(12) 蘭学者 京都

267

の医師

御許容、其中一·二御沙汰二難被及旨也

且帰府之事被仰渡 伊賀守殿

御用相済候間、 帰府可被致候事

○近江勝村又左衛門尋来る、貧究ヲ憐、 五拾五両恵

日日

松山太夫菅五郎左衛門より来状、国中雑説紛々、長之軽輩

大島郡乱妨を憤り攻襲之雑説盛にて恐慟之由、 内々

其所置を頼ミ越す、京地之留守居伊藤牛之助

使

昨日大坂留守旅宿江長谷川久三郎用人、主人御究問

申遣す、 被仰渡二付、 可憐、微弱は関せられ強剛は通ること、 歎願書差出方懇願、 大隅江可差出旨

誠天下之不文明、終ニ今日在るゆへん成る哉

三日

細川藩井口貞助・ ・ 新九郎来る、論説宜し

(1) 使番

町奉行) (2) 松平信敏(大坂

後藩士) (3) 浅井新九郎(肥 八日

小笠原左京太夫家来二木 来る、小倉江鉄炮

遣し候事二付、拾人程乗組願ひ

赤松小三郎・同兄来る、雲州怯弱之説を聞く

出殿伊賀殿より当節之情実御聞有之

上様江御直二海軍事并集会之上道理と情

実と反覆考究して諫むへく、また御採用可然之

密事言上、大低御嘉納之御様子也

明朝大坂江出立、東帰之事申上

四日

五日

大坂着

六日

七日

大隅江行く、心裡を話す、此夜淀船行

二十日宗家を相続)

年九月死去) 前小倉藩主 慶応元 (4) 小笠原忠幹(豊

(5) 信濃上田藩士

海舟門下

田藩士) (6) 芦田柔太郎(上

主 寄 (7) 立花種恭(若年 陸與下手渡藩

(8) 徳川慶喜(八月

十七日 十六日 十五日 十四日 十三日 十二日 十一日 九日 十日 此夜帰着

廿日

出殿々中太平無事、狎邪之小人頻二私営し、匆々とし

十九日

十八日 大久保一翁来訪

両日休

出殿、兵部殿·肥後殿江海軍局伺済之事共言上

則 昭徳院様と追号

此日御院号被仰出、

野黒羽藩主) 奉行‧若年寄格 下 藩 寄格

(1) 稲葉正巳(若年 安房館山藩前

(2) 大関増裕(海軍

(3) 徳川家茂の院

270

廿二日

廿四日 世三日

廿五日

小鹿米利堅江留学を願ふ、尤自分入用也(4)

柴山良介来る(5)(助)

廿六日 皆出殿

杉亨造二聞く、京都にて風評ニは、此度之衆議は 五ヶ条、第一遷都之事 防長御所置之事

将軍宣下之事 小倉・浜田・津和野御所置之事

兵庫開港之事也と云

廿七日

廿八日 廿九日

晦日

復局之者被 仰付

> 教授 海舟門下)か

(5) 薩摩藩士

(4) 海舟の長男

(6) 杉亨二(開成所

十一月朔日

御代替御礼

日日

翔鶴船にて豊前殿立帰り、 御帰府有之

三日

四日

熊本藩馬渕慎助来る、聞く、近日小倉表猶小せり会

不止、 京地是か為に旁議紛々

黒水泉次郎来る、御扶持方七月・十月分一紙、十一月

分一紙、御蔵ニ入有之と

五日

六日

七日

九八日日

聞く、京師にて

御譴責之御事ありと云

山階宮御初大原三位之徒廿一人

大多喜藩主) 正質(若年寄

上総

(1) 松平(大河内)

(3) 大原重徳 十七日国事御用掛を (2) 晃親王(十月二

| 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 御断と云 | 聞く、京師にて諸侯追々集会す、薩は病気ニ付 | 羽黒侯江西洋馬具借し(5)(ママ)   | 十四日 | 十三日 | 十二日       | 室賀伊予殿江参上、内話種々あり  | 十一日 | 十日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----------------------|---------------------|-----|-----|-----------|------------------|-----|----|
|    |     |     |     |     |     | T    | 「6)島津久光(薩摩            | 黒羽蕃主)<br>(5)大関増裕(下野 |     |     | A E C L 5 | 卸取欠則衆)(4)室賀正容(御用 |     |    |

| <b>五日</b> 。此日長鯨丸本牧洲乗揚 | 四日    | 三日、赤沢生之事ニ付、酒井左衛門尉家老江談す | 二日 | 十二月朔日 | 晦日 | 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 富永一蔵、鈴藤勇次郎来る 暇乞 (2) | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 薩州吉井仲助来る、西国之風説を聞く |
|-----------------------|-------|------------------------|----|-------|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------|-----|-----|-----|-----------------------|
|                       | 庄内藩主) | (3)酒井忠篤(出羽             |    |       |    |     |     |     |     | (2) 軍艦役                 |     |     | ¥   | ・<br>(1) 吉井友実(薩摩      |

十三日 十二日 十 日 十日 九日 八日 七日 六日 す 見 長鯨自から洲を出つ 長鯨引出方を指揮す、 横浜江上岸、語学所江到る、且製鉄所一 江乗組出帆 長鯨丸本牧之洲江乗揚たるを以而、 岡野より米代百弐拾五両、 浦賀江到り富士船・朝陽船見分 トロス切れて船少動 奥方持参 翔鶴船

十四日 帰府

十五日 登 営 価百弐拾五両返金、為礼二千 岡野より七月中用立候飯米五拾俵之代

本日 将軍宣下之御祝義有之、但於

京師本月五日被 済せたるを以て也

十六日 伊藤安兵衛江金弐百両世話いたし遣す

十七日 岡野奥方江渡し、当暮返金之積也

御浜にてフロチルレ練船肥後殿・豊前殿御

一見

卯三郎江用立金証文返上遣す

松平権十郎江赤沢生寛典之所置を以て

取計呉候様頼ミ遣す

十分3

廿日

十九日

十八日

(3) 出羽庄内藩士

七月より使番(1)前名左源太

| 慶応三丁卯年 | 主上御疱瘡御重事之聞江あり(4) | 又、近日 | 本日表坊弐百人程御廃し、殿中雑踏 | 晦日 | 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 伊藤安兵衛江拳銃一挺借し遣す | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 伊藤安兵衛来訪、廿六日京師江出立、馬借用す | 世二日 | 世 日 |
|--------|------------------|------|------------------|----|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|---------------------------|-----|-----|
|        | (4) 孝明天皇         |      |                  |    |     |     |     |     |                |     |     |                           |     |     |

正月元日

三日 日

四日

卯三郎江七拾五両用立遣す

本日、 旧臘廿九日

主上崩御之御事ありと 仰出あり

民部太輔殿清水御相続之御事被 仰出

或云、

四日兵庫より長鯨丸江御乗船、仏郎

知之

八日

本日民部殿長鯨船にて横浜江御着船之風聞

七日

六日

五日

西展観会江御出と云、兵庫頭より文通ニ而

喜の弟)

斉昭十八男 徳川慶 (1) 徳川昭武(徳川

あり、 故に壱岐殿・出雲殿・肥後殿・滝川播磨・小栗 (3) (4) (5) (6)

上野・赤松左京并神奈川奉行フーセン船にて出張之沙汰(8)

あり、 御船之用意先ニ申遣す

九日

本日民部殿横浜江御着船、 召連らる」者は山高

石見守、 御小姓頭取弐人、 奥詰五人、木村宗三、(11) 医<sub>13</sub> 師

一人、外壱人、総計廿六名と云

十日

会藩林三郎来る、聞く、水戸家相国寺ニ旅宿する

民部殿御附大場一心斎等此度之仏行不承知(望)

○京師は召二応せし諸侯皆御暇をたハれり、 也と、ゆへに俄に清水館江御相続被 仰出たる也と云

且監察輩会津を良とせす、中間説ありと

○水戸家の国政ニ附、 其起りは土州之乱妨人内済之事ニよれりと 岩田・堀之輩帰府せりと

> 野良之 頭取となる) より作事奉行格小姓 (10) 菊池平八郎(水 (9) 山高信離(目付 (8) 早川久丈・水

郎(同) 戸藩士)と井坂泉太

服部潤次郎(いずれ も水戸藩士) 左衛門·三輪端蔵· 皆川源吾·大井六郎 (11) 加治権三郎・

(13) 高松凌雲 (12) 水戸藩士

戸藩執政) (16) 岩田通徳(目付 (15) 大場一真斎(水 (14) 本圀寺の誤り

月六日老中を罷免、 十一月九日再々役) (2) 小笠原長行(十 (3) 立花種恭(若年

奉行‧若年寄) (4) 大関増裕(海軍

(7) 赤松範清(目付) (6) 小栗忠順(勘定 (5) 滝川具挙(大目

(17) 堀錠之助(同)

| 日 | 廿日 | 並被 仰付 | 織田宮内海軍奉行並、池田可軒軍(3) | 同役藤沢、海軍奉行並駒井転役、 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 士二日 | <u>十</u> 日 |
|---|----|-------|--------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|

宮内海軍奉行並、池田可軒軍艦奉行

世日

就任) 任) 海軍奉行並に転 外国奉行)の隠居名 (4)池田長発(もと 十九日陸軍奉行並よ 十九日陸軍奉行並に 歩兵奉行となる) 十九日軍艦奉行より (1) 藤沢次謙(正月 (3)織田信愛(正月 (2) 駒井朝温(正月

(鉛筆書後筆・異筆ヵ)

廿八日

廿七日

廿六日

廿九日

二月朔日 本日和蘭公司江面談、開陽船之惣勘定書

木下大内記を訪ふ 付相渡シ、其委細を申聞ける

三日

近日長州之事、

小鹿米利堅江留学願相済

日

(6) 木下利義(軍艦

ク(オランダ総領事) (5) ポルスブルッ

281

世三日

廿五日

廿四日

大行天皇崩御二於而、御解兵之議被 仰出

四日

五日

六日

七日 肥田·伴之両軍艦頭並被

林三郎来る、聞く、御解兵之事被仰出ニ因て、会藩人(4) 仰付

兎角不穏之説あり、また豊後群代窪田治部右 (部) (5)

肥後江御預ケと云、或は聞く、 九州之小諸侯長州江

人質を入る」の説ありと云

八日

九日

十日

庄内松平権十郎来る、高木三郎小鹿同行之事談(6)

し承服、決心して此挙に倍従を乞ふ (帝)

(5) 窪田鎮勝(西国 (4) 会津藩士 (3) 伴鉄太郎 (2) 肥田浜五郎

(1) 孝明天皇

(6) 出羽庄内藩士

十 日

十二日

十三日

廿四日

奥平操一来る、聞く、小倉は薩州を介に頼ミて

長州より領地五万石を得、其他之地は皆侵奪

せられ、肥後に蟄すと云

中津領宇佐八幡江長人参宮成さむと乞ふ、中津

人恐怖して援兵を諸方に乞ふと云、可笑可歎

廿五日

(以下一八枚白紙)

(裏表紙見返し)

丙寅六月より入費大概、宅江三百五十両暮し方其外

豊後中津藩家老)

## 【「海舟日記 五」に付属する文書】

①77~78丁目 (慶応二年七月十九日~廿日条) に挟み込み

将軍薨去

長州使命

之件

②129~130丁目(慶応三年正月十六日~二月朔日条)に挟み込み

大谷五介